

市議会だより



東広島

第128号

(平成17年第4回定例会)
平成18年3月1日発行



本年度中に完成する西条駅前土地区画整理事業

平成17年第4回定例会は、12月9日から22日までの14日間の会期で開催されました。

この定例会では、条例案等22件を審議し、12月12日から15日までの4日間行った一般質問では、19人の議員が登壇し、執行部の考えをたずねました。

また、11月18日に開催された平成17年第2回臨時会では、条例案3件を審議しました。

今号では、この定例会、臨時会での一般質問や議決状況などについて紹介します。

目次	一般質問	2
	議決状況（政務調査費収支報告書に領収証書の添付を義務化）	23
	行政視察報告	27
	議会活動状況（平成17年）	30
	市民の声／議会の動き／皆さんから出された陳情	31
	市議会からのご案内／議会豆知識／編集後記 ほか	32

■質問一覧（掲載分）

分野	質問項目	質問議員	掲載ページ
行政組織・税財政	新市建設計画と総合計画	中平 好昭	5
	市長の新市建設計画への今後の取り組みと三選出馬決意	石井 康隆	6
	東広島市長の任期満了を控え三選出馬の意向を伺う	中曾 義孝	8
	安芸津町常備消防の早期本市統合	中平 好昭	5
	職員の人員配置と権限移譲への対応	渡邊 國彦	10
	定員適正化計画と職員の健康管理	赤木 達男	16
	権限移譲の受け皿	井原 修	17
	支所の事務処理体制	池田 隆興	20
	支所機能の充実	麻生 豊	21
	庁舎内組織の改編	家森 建昭	22
	新年度予算	渡邊 國彦	10
	新年度予算編成	門田 啓	14
	新年度予算編成	赤木 達男	16
	財政の現状と今後の見通し	井原 修	17
	区長制度と課税対象の対応	鷺見 侑	18
福祉・保健・医療	学童保育	高橋 典弘	4
	少子化対策・子育て支援	石原 賢治	12
	介護保険制度改正への対応	渡邊 國彦	10
	介護保険	門田 啓	14
	高齢者向け優良賃貸住宅	小川 宏子	19
	障害者自立支援法による今後の市の取り組み	竹川 秀明	11
	障がい者がもっと働ける社会にするための施策	石原 賢治	12
	ユニバーサルデザイン	石原 賢治	12
	心神喪失者等医療観察法に対する市の対応	狩谷 浩	9
	麻しん・風しんの予防法改正による市の取り組み	竹川 秀明	11
	住民の安全・安心対策（鳥インフルエンザ）	家森 建昭	22

一般質問

平成17年第4回定例会

議員は定例会で、市政全般について年2回執行部に質問することができます。平成17年第4回（12月）定例会では、19人の議員が一般質問を行いました。ここでは、各議員による質問と、それに対する執行部の答弁の要約を掲載します。

■質問一覧（掲載分）

分野	質問項目	質問議員	掲載ページ
環境・衛生	黒瀬川の流域環境フォーラム	石井 康隆	6
	アスベスト対策	門田 啓	14
	環境問題（犬のふんの処理・ペットボトル回収）	小川 宏子	19
	一般家庭ごみの取り扱い	池田 隆興	20
産業・観光・雇用	桐迫農業用水路の進捗状況と今後の見通し	早志 美男	13
	商工会の役割と地域活性化	乗越 耕司	15
	東広島市における観光振興	牧尾 良二	7
都市づくり	市道・前谷磯松線の改良と周辺（団子山）開発	石井 康隆	6
	マリーナ整備	牧尾 良二	7
	福富ダム周辺整備事業への取り組みと見通し	早志 美男	13
	耐震強度偽造問題への対応	早志 美男	13
	安心・安全の確保（耐震強度偽造）	井原 修	17
	（仮称）寺家新駅	鷲見 侑	18
	地域再生法の活用	池田 隆興	20
教育・生涯学習・人権	地域の教育力	中平 好昭	5
	教育行政の今後の取り組み	牧尾 良二	7
	安心・安全の確保（教育施設）	井原 修	17
	児童・生徒の体力低下に黄信号	中曾 義孝	8
	総合型地域スポーツクラブの設置支援	乗越 耕司	15
	人権問題相談窓口の一元化・ネットワーク虹との連携	小川 宏子	19
防災・安全	高潮対策	中平 好昭	5
	消防車の火災現場到着までの所要時間	狩谷 浩	9
	消防車の搬送先決定にかかる基準	狩谷 浩	9
	安心・安全の確保（消防体制）	井原 修	17
	住民の安全・安心対策（警察・消防）	家森 建昭	22
	子どもを犯罪被害から守る取り組み	中曾 義孝	8
	幼児、小中学生の安全問題	鷲見 侑	18
	岩国基地の機能強化	赤木 達男	16
広報公聴・交流	地域審議会の開催状況及び情報提供	高橋 典弘	4
	市民力を生かしたまちづくり	麻生 豊	21

地域審議会の開催状況及び
情報提供について

【質問】

本年11月、第2回地域審議会が旧5町で開催された。委員からの意見の内容を含め、開催状況を伺う。

地域審議会は、新市の施策に地域住民の意見を反映させ、新市の一体感を醸成するため、旧町の区域ごとに設置されたものである。内容を広く市民に知らせる必要があると思うが、情報提供の方法について伺う。

【答弁】 助役

本年8月、各地区で第1回目の地域審議会を開催し、地域審議会制度の概要と役割、新市建設計画の概要



河内地区地域審議会

などについて説明した。

続いて第2回目の審議会を11月に開催し、新市建設計画実施計画及び平成17年度予算の概要を説明するとともに、各地区における新市建設計画掲載事業の進捗状況などについて説明した。各地区の委員からは、事業の進捗状況や事業内容に関する確認のほか、財政運営の見通しや市の取り組み姿勢について意見をいただいた。そのほか有害鳥獣対策、ごみ収集やスクールバスの運行など身近な行政制度の取り扱いや国、県事業に対する要望など、さまざまな分野にわたっての意見、要望があった。

地域審議会は、原則として公開しており、各地区とも傍聴者があった。また、会議録を本庁の企画課と各支所地域振興課に備え置いており、だれでも閲覧できる。現段階では、内容が事業の進捗状況の説明と質疑応答となっていることから、会議録と会議資料を閲覧していただくことで周知できると考えている。

住民ニーズに対応できる
学童保育の
あり方について

【質問】

学童保育は、仕事と子育ての両立を支援する重要な役割を担っている。子どもたちにとって放課後の生活の場そのものであり、家庭と同様

の環境が提供されるべきである。

函館市では直営4施設、民間委託20施設と、民間委託を積極的に進めている。対象児童は4年生までを原則としつつ、6年生まで可能な限り受け入れるなど、柔軟な対応をされている。民間施設の運営内容が充実していることから、保育料が高いにもかかわらず、民間施設の利用者が多くなっている。

本市においても、住民ニーズに的確に对应していく必要があるが、施設整備、事業運営の改善及び民間委託の推進について考えを伺う。

【答弁】 教育次長兼生涯学習部長・福祉部長

施設整備に対する国の補助基準は20人以上だが、本市では5人以上の要望があれば開設している。現在37小学校区のうち31か所で開設している。送迎バスを利用して他の学区の施設を利用しているケースもあり、未設置の学区は2学区となっている。このうち1小学校区で、来年度設置に向け検討をしている。設置場所は、余裕教室が8施設、学校敷地内または隣接地の専用施設が15施設、学校外の児童館等の公共施設が8施設となっている。学校敷地内あるいは学校に近接した場所が望ましいと考えており、可能な限りこの方針に沿った施設整備に努めていく。

対象児童は3年生までで、各施設おおむね40人の入所定員を基本に、管理上支障がない範囲で入所を決定し、待機児童の解消を図っている。障害のある児童については6年生までを対象としている。学年の拡大は、

施設規模によっては対応できない施設もあり、クラブ運営の一体性の確保の観点から難しいと考えている。

開設時間については、保護者の迎えを前提としている地域もあるなど、旧市町の実情により午後1時から6時までのうちの4時間としている。今後、保護者アンケート調査を実施するなどニーズをしっかりと把握し、検討していきたい。また、児童の安全管理を図る上で出席状況と行動を把握する必要があるが、特別な理由がない限り、一たんクラブを離れた場合は早退としている。

休日の開設について、土曜日は家庭で過ごしたり、地域の体験活動に参加するなど、教育的な配慮から自立を促進する日に位置づけ、開設していない。一方で、強い開設要望とニーズもあるので、子育て支援の視点も加味し、検討していきたい。

民間委託については、一般的にコスト軽減やサービスの向上がメリットとして挙げられる。しかし、クラブの運営費は人件費の占める割合が高く、指導員に非常勤職員を配置している状況にあることから、大幅なコスト軽減にはつながらないと考える。また、余裕教室など学校敷地内に設置された約6割のクラブでは委託が困難であり、統一的な運営ができない状況となる。今後とも、サービスの向上を基本に各施設の管理状況などを総合的に判断し、最も効果的かつ効率的な施設運営のあり方を検討していくが、当面は直営により運営していきたい。

質問者…中平好昭（合志会）

新市建設計画と
総合計画について

【質問】

新市建設計画掲載事業について、平成17年度から19年度までの実施計画に示されていない未着手事業も、事業開始時期を示すべきではないか。計画期間である10年間で事業化が困難な事業は、総合計画に引き継ぐべきではないか。

また、総合計画は旧町が推進してきた方針、特性、伝統・文化を継承し、地域が機能を分担しながら発展する計画とすべきだが所見を伺う。

【答弁】市長

新市建設計画実施計画は、計画期間を3年とし、旧市町の継続事業、緊急性の高い事業を中心に財政事情を勘案の上、必要性や効果を考慮し、重点的に実施すべき事業を明らかにしたものである。新市建設計画には計画段階や構想段階の事業もあり、その熟度に差がある。したがって、未着手事業については、内容や熟度、地元の合意形成、財源の確保などが整理された段階で着手していく。

一方、総合計画はまちづくりの最上位計画として、国、県や広域計画との整合性を図るとともに、旧市町の総合計画及び新市建設計画を踏ま

地域の教育力について

【質問】

将来を担う子どもたちを健全に育成するためには、地域と連携した幼児教育・義務教育が大切である。地域を熟知し、地域から信頼される保育士や教職員を配置する体制が必要と考えるが所見を伺う。

【答弁】福祉部長・学校教育部長

保育所では、老人会との交流や地域行事への参加などを通じて、地域との連携を深めている。保育士を同一の保育所へ長期間配属することは、人事管理面からできないため、地域行事に積極的に参加する中で地

域との連携を進め、信頼される保育所となるよう努力していく。

学校教職員の人事異動は県の方針により広域的な人事交流が推進されている。こうした状況の中、学校評価システムを導入し、学校経営に地域の意見を生かした開かれた学校づくりに取り組んでいる。生涯学習の視点に立った研修を実施するとともに、生涯学習担当教員を配置し、学校開放やボランティア活動など地域との連携をより一層進めている。

また、地域の文化や歴史、自然を学ぶ機会を増やし、地域の人を講師に招くなど人的な交流も広がってきており、各学校では、「私の学校が誇る1校1自慢」にも取り組んでいる。今後も、地域との触れ合いをより一層大切にする施策を展開していく。

高潮対策及び
安芸津町常備消防
早期の本市統合を望む

【質問】

安芸津町では本年も9月、台風14号の高潮により76棟、68世帯の床下・床上浸水被害が発生した。各区長からは高潮対策の要望書が提出されている。現況を調査し、対策に関する計画を策定すべきである。フラップゲート、防潮扉、護岸改良等の対策が講じられているが機能していないものもあり、改修を要望する。

次に、安芸津町においては、消防団は東広島市の所管となったが、常備消防は引き続き竹原広域行政組合

で行っている。災害発生時に迅速な対応を行うためには、早期に東広島市に統合すべきだが所見を伺う。

【答弁】助役

高潮被害は近年の海面の上昇等により、増加、拡大傾向にある。本年9月、浸水被害の抜本的解消を図るため、現況把握を始めた。今後、県及び関係機関と連携を図りながら調査を行い、早期に高潮対策の整備計画を策定していきたい。施設の改修については、県管理分の要望を行うとともに、市管理分は緊急性の高い箇所から順次実施していきたい。

次に、安芸津町で災害が発生した場合、指揮権は竹原広域にあり、東広島市消防局及び消防団との連携が複雑となる。本市としては、できるだけ早い時期に常備・非常備消防の一体化を図る必要があると考えている。竹原広域に与える影響も考慮に入れながら慎重に検討し、調整を進めていきたい。



竹原広域行政組合

**市長の
新市建設計画の取り組みと
三選出馬決意について**

【質問】

市長は、平成10年5月の就任後、1期目は起債制限比率を16・7%から13%以下に改善し、2期目は合併の際に強いリーダーシップを発揮するなど、所期の目的を達成された。

合併後の本市の10か年の新市建設計画が策定されているが、確実な実現には市長の力が必要であり、計画を軌道に乗せていただくのが3期目の仕事と思っている。

市長選挙まであと5か月となったが、市民の期待に応えるため、一日も早い所信表明をお願いする。

【答弁】市長

市長就任以来、「自立・創造・信頼」のまちづくりを基本理念に、多くの方の意見や指導をいただきながら、本市のさらなる発展と、活力に満ちた魅力あるふるさとづくりを努めてきた。平成6年策定の第3次総合計画に基づき着実にまちづくりを推進し、4年余の協議を経て17年2月には1市5町での合併も実現した。

新市建設計画では「未来にはばたく国際学術研究都市」を本市の将来像に定めたが、新市の一体性を確保しながら、どう実現していくかとい

う課題がある。今後は、県央の中核都市として、新市建設計画推進を基本に、都市基盤整備の推進、福祉や教育の充実などを求める市民の負託に応えるため、新市建設の実現に最大限の努力を傾注することが、現在の課せられた責務と考えている。

市長選挙については、現在周囲の意見を伺いながら検討している。

**黒瀬川の
流域環境フォーラム
について**

【質問】

本年10月29日に黒瀬川文化センターで県主催の「黒瀬川の流域環境フォーラム」が行われた。さまざまな活動団体が出席し、寺西女性会や寺西小学校児童など各団体の清掃、浄化活動状況や成果も展示されていた。

パネルディスカッションでは、河川を地域活動に利用する人、河川浄化に取り組む人などが体験談を話されていたが、河川構造への不平不満や、河川本来の役目を無視した勝手な発言もあった。河川管理者なども交えて討論すれば、有効に会が機能すると思うが、フォーラムの感想と今後のことも含め所見を伺う。

【答弁】生活環境部長

このフォーラムは、黒瀬川の環境保全を考える目的で開催され、約3

00名の一般参加があった。

黒瀬川の環境保全活動は、平成16年度から、県を中心に本市や流域住民等が協働・連携した「健やかな流域づくり構想・黒瀬川モデル」において、流域住民自らができるソフト的施策を構築して黒瀬川の水質改善を試みている。フォーラムは、これまでの河川整備の成果を尊重した上で開催しており、河川整備計画や整備工法等を否定するものではない。ただ、天然護岸などの減少が自然浄化能力低下の要因の一つとの認識から、「家庭からの環境保全」という住民意識の高まりもある。

今後とも、フォーラムを糧とし、黒瀬川流域環境ネットワークの形成に向け、市民団体、県及び市で構成する黒瀬川流域連絡会議を継続的に開催し、河川管理者など広く意見を求める場の提案も行いたい。

**市道・前谷磯松線の改良と
周辺（団子山）開発
について**

【質問】

市道前谷磯松線は平成20年代前半に全線改良予定と聞くが、その沿線の団子山開発の動きもあると聞く。

新市建設計画では、寺家新駅と連携して新都市機能の導入に努める地区となっており、本市に残る唯一の大型開発可能地とも言われている。道路改良が具体化する前に官主導の開発計画が必要と思う。

そこで、廣大附属校や賀茂高校等の文教施設を核に、住宅やエルピーダメモリ第3工場を計画し、賀茂高校移転後の跡地は中学校用地とする提案をしたい。これらについては、市は、民間開発に委ねる考えか。

【答弁】企画部長

前谷磯松線沿線地区の開発は、平成3年度に寺家・八本松地区新都市開発調査を行ったが、実現に至っていない。ただ、優良な開発可能地であり、計画的な開発は必要と認識している。将来のまちづくりを進める上で、新都市機能を導入すべき戦略的地域として、前谷磯松線改良によりポテンシャルも高まると考えている。

提案の用途や調査結果、社会経済情勢等を勘案し、県などと連携を図り、協議・調整を進めていきたい。



黒瀬川の流域環境フォーラム

●その他の質問項目Ⅱ国道486号の交通対策について

質問者…牧尾良二（平成会）

東広島市における
観光振興について

【質問】

本市の今後の観光振興施策には合併で増大した観光資源の有効活用が重要である。本市の多様な農産物や漁獲物を統一ブランド化し、全国的、世界的に情報を共有できるユビキタスネットワーク社会に相乗りして、特産物の販売システムを構築すべきと思うが考えを伺う。

本市において観光振興は重要課題である。民間企業や市民の参加、行政施策を打ち立て点検する制度やその仕組みの早急な構築が必要と考えるが、今後、どのように進めていこうと考えているか伺う。

【答弁】 産業部長

地域風土や気象条件が異なり、既にブランド化されている特産物もあることから早急な統一ブランド化は困難だが、朝市や交流イベント、観光協会ホームページでの特産物の紹介等の取り組みにより、観光客の増加や販売システムの構築、観光資源のブランド化につながると考える。今後消費者ニーズに合った特産物の生産、加工、流通等のあり方、情報

発信策を検討し、統一ブランド化や販売システムの構築を模索したい。

今後の観光施策の立案、事業推進には民間の力が不可欠である。中心となる観光協会では旧町単位で活動されているが、各協会の正副会長で構成する協議会が設立される予定である。新市としての一体的な取り組みが行えるよう支援し、本市に適した観光振興策を具体化したい。

商業活動活性化を図るTMO構想におけるハード事業では、今年度着工した酒蔵地区の道路の美化が平成22年度、西条駅前土地区画整理事業が今年度末の完成予定である。また、中央通り及び市道一町田吉行線の整備が平成18年度完了予定である。ソフト事業では、酒蔵散策の観光イベントが実施され、酒造会社で



整備が進む中央通り

は観光を意識した新たな取り組みが生まれている。引き続きTMO構想の実現に尽力していく。

教育行政の今後の取り組み

【質問】

小・中学校での連携した教育活動が全国的に推進されているが、実際には、教職員間の相互不信や不干涉主義から生ずる責任転嫁により、互いの意思の疎通を困難にし、子ども達の学びや人間形成を妨げているように思う。現状を鑑み、東京都品川区では小・中一貫教育構想に至っているが、本市の考えを伺う。

近年、教育における地方分権化が望まれており、今後大きな変化も予想されるが、自治体独自の特色ある教育行政を展開するための市としての考えがあるか。

【答弁】 教育長

本市では、磯松中学校区でモデル事業として小・中連携教育に取り組み、教師間の意思の疎通や共通理解が図られた。このほか、志和中学校区で小・中連携を大切にした教育のあり方の研究、豊栄中学校区で保育所から高校までの長いスパンでの連携などの取り組みが行われている。その他の中学校区でも、合同授業研究や生徒指導などにおいて連携を図っている。本市も国の法改正や先進事例を参考に、小・中一貫教育校の設置について検討していきたい。

今後、より一層各地域の状況を踏まえた教育が求められる。平成14年度から3年間取り組んだ学校教育レベルアッププランでの成果や課題を踏まえ、新しい学校教育プランを作成し、教育研究に熱心な地域性を生かし、大学などを活用しながら「未来にはばたく国際学術研究都市」にふさわしい教育行政を展開したい。

マリーナ整備について

【質問】

昨今、船舶の係留が全国的に問題視されている。安芸津港では約85%がプレジャーボートのようだが、不法係留船も含まれているように思う。本市での船舶係留の実態を伺う。

また、プレジャーボートの急激な増大に係留設備やマリーナなどの整備が追いつかない。保管場所確保の義務がないことが不法係留の背景にあると考える。本市も早急にマリーナなどの整備を推進するべきと思うが考えを伺う。

【答弁】 建設部長

安芸津港湾区域は、港湾法において「船舶等を捨て、または放置してはならない」とされている禁止区域に指定されていない。そのため、安芸津港に係留されている船舶は不法係留とはなっていない。禁止区域として指定されるのはかなり先と予測される。したがって現時点では、マリーナ整備は難しい状況である。

東広島市長の三選出馬の意向を伺う

【質問】

平成10年5月の市長就任以来、信頼関係を大切にした市政運営を基本に、都市機能の強化や生活の質的な向上など堅実に成果を上げてこられた。7年半の市政を振り返り、どのように自己評価をされているのか。今後どのように市政を推進しようと考えているのか。市長の三選出馬に向けた力強い決意を伺いたい。

【答弁】市長

地方分権の動きが加速する中、本市も4年余の協議を経て合併が実現し、新東広島市の体制が整った。

この間、国道375号御菌宇バイパスの供用開始、ブルーパールの全線開通など骨格交通網がほぼ完成し、西条駅前地区整備も本年度末に完了するなど都市基盤整備は着実に進展した。県立広島中・高校の開校、児童青少年センターの開所など教育環境も充実した。介護保険制度の円滑な導入に努め、国立療養所広島病院も機能を拡充し東広島医療センターに移行した。交通便利性、教育研究機関の充実等により多くの企業が立地し、今後の東広島市の発展につながるものと期待を寄せている。東

広島市発展の基礎が整い、各種統計調査にもその成長が表れているが、県央の中核都市として一層の発展を目指すためには、新たな時代の要請に的確に対応しなければならぬ。

新市建設計画に定めた「未来にはばたく国際学術研究都市」という将来像の実現が今後の大きな課題であると考える。交通体系の充実や高度情報化の取り組みを引き続き推進するとともに、三位一体改革をはじめ、県からの権限移譲、福祉・教育環境の整備、環境問題への対応のほか、市民の一体感の醸成に向けた事業の推進が求められている。

現在の私に求められているのは新しい東広島市の建設実現に向け最大限の努力を傾注することであり、市長選挙への対応については、周囲の意見を伺いながら検討している。

子どもを犯罪被害から守る取り組みについて

【質問】

幼い少女が殺害される悲惨な事件が相次いで発生し、強い憤りを感じる。再発防止を急がねばならない。

防犯ブザーの電池切れのチェックや取り扱い方法の指導は行っているのか。事件発生時の緊急連絡や犯罪抑止・防止にどのように取り組んで

いくのか。各学校区単位で取り組まれている再発防止策に対する国、県の財政的支援策を伺う。

【答弁】教育長

防犯ブザーの着用率は7割程度でその原因は電池切れや故障と考えられる。補充や点検を呼びかけ、使用方法を日常的に指導していく。

事件発生時の緊急連絡については、メール配信システムの活用や広報車による呼びかけなどの体制づくりを進めたい。広報車の巡回、防災無線の活用など、あらゆる手段を通じ、犯罪の抑止と防止に取り組んでいく。

学校安全ボランティアなどの防犯活動に対する国・県の財政支援はないが、本市では、車両用ステッカーと腕章を配付している。メール配信システムの導入と維持管理にかかる経費は、市で負担していきたい。

児童・生徒の体力低下に黄信号！

【質問】

平成15年度から子どもの体力復活プロジェクトに取り組んでいるが、国・県と比較してどのくらいか。今後の目標と取り組み方法を伺う。

また、地域での運動遊びが大切である。荒廃農地を10年間無償貸借し、地元管理の遊び広場として許認可できる仕組みについて、見解を伺う。

●その他の質問項目Ⅱ指定管理者制度について

【答弁】学校教育部長・産業部長

本市の児童・生徒の体力・運動能力は年々改善が図られている。平成16年度の体力テストでは全150項目中74%で前年度を上回り、全国平均値以上の種目が60%と5・3ポイント上昇した。県平均値以上が82%と高いレベルを示している。今後も体力・運動能力向上推進校における実践成果を市内全体へ広めるなど、レベルアップを図っていく。ただ国、県共に平均値が上昇しており、目標値とその年次の設定は困難である。

また、荒廃農地を運動広場として整備することについて、期限を限った許認可は法的に不可能である。永久的に整備する場合は、農地転用などの手続きが必要となる。こうした手続きや固定資産税の減免措置については、対象となる農地の位置や現況により個別に判断することになる。



子どもの体力復活プロジェクト（サタデー！外で！遊ぼうDAY！）

質問者…狩谷 浩（合志会）

心神喪失者等医療観察法
に対して
市はどう対応するのか

【質問】

厚生労働省は心神喪失者等医療観察法に基づき、心神喪失状態で重大な犯罪行為を行った者の再犯防止のための入院治療を行う医療施設を、黒瀬地区にある賀茂精神医療センター敷地内に建設しようとしている。

平成16年7月、旧黒瀬町に対し新病棟建設の方針が示され、8月には住民説明会が行われたが、「国が一方的に決定した後の説明であり、到底納得できない」との反対意見が噴出した。黒瀬町長が「安全面などから住民の不安が強い」と建設反対の意思を表明するとともに、旧黒瀬町議会においても建設に反対する意見書を、厚生労働大臣などの関係機関へ提出した。

その後、新病棟の設計図が提示されるなど、住民の不安は募るばかりだが、東広島市としてどのように対応していくのか市長の所信を伺う。

【答弁】市長

大阪で起きた池田小学校の事件を契機に、平成15年7月心神喪失者等医療観察法が成立した。殺人、強姦いせつなどの重大犯罪で心神喪失などを理由に不起訴や無罪となった

（合志会）

人に対して専門医療と観察・指導を行うことにより、病状改善と再発防止を図ることを目的とするものである。従前は心神喪失を理由に措置入院または釈放となったケースも専門的な入院加療が行われることになり、制度全体で見れば、安心した市民生活の確保が図られることになる。

入院治療専門指定医療機関の整備目標は全国24か所で、1施設30床規模、全体で700床程度である。全国8ブロックの中核的な施設として国や独立行政法人国立病院機構の医療機関を指定し、その他16か所の公立病院に順次整備する計画とされている。中・四国ブロックで独立行政法人国立病院機構賀茂精神医療センターが指定された理由は、精神科専門の医療機関であり、これまでの診



黒瀬町にある賀茂精神医療センター

療実績も評価され、中核的な施設となり得ると判断したと国から伺っている。これに対して、地元住民の心情とすれば、すんなりと受け入れられない状況にあると認識している。

このような状況の中、本市としては、旧黒瀬町、旧黒瀬町議会及び地元住民の意向を踏まえ、住民の不安解消と安全な生活の確保がない限り、賛成できないという姿勢で対応している。しかしながら、厚生労働省の責任と権限において新病棟の整備を行う場合、本市として反対する法的根拠はない。また、社会全体が安心した生活が送れる環境整備及び精神障害者の自立と社会参加という視点も重要である。国の政策と住民の要望との接点が強固なものとなるよう今後も努力したい。

消防車の火災現場への
到着が遅いのでは

【質問】

本年5月黒瀬町内の団地で火災が発生した際に消防車の到着が遅かったという声があるが、現場の確認に時間を要したことが原因なのか。現場の検索方法や出動体制など消防活動の基本姿勢について伺う。

【答弁】消防局長

119番通報はすべて消防局警防課指令係で受信し、まず火事か、救急かなど、災害の種類と現場確認の聴取を行う。地図検索装置により災害現場が特定された時点で、消防署

及び各分署の出動隊に対し災害地点の地図が入った指令書を送り、出動させている。出動後も、指令係が通報者から詳しい情報の聴取を行い、消防無線により随時連絡するなど、迅速な災害対応体制をとっている。

また、立入検査、広報等の業務中も1隊は各分署に待機させるとともに、災害規模に応じて近隣の署所から応援出動を行うなど、災害対応に支障がない体制としている。

なお、議員御指摘の火災には、南分署からポンプ車、タンク車、本署から救助工作車、資機車等計5車両と消防士13人が、消防団から5車両と消防団員33人が出動している。

救急車の行き先は、
何を基準に決めるのか

【質問】

平成16年度の救急出動件数は約5000件で、約5200人を搬送している。このうち管外への搬送は51件と約1割を占めている。搬送先は生命にかかわる重大な決定であるが、何を基準に決めているのか。

【答弁】消防局長

傷病者の搬送に当たっては、救急隊員が傷病者の容体を観察し、当番医等を考慮しながら、症状に適した医療機関を選定している。その際、できる限り患者や家族の要望を聞き、かかりつけ医など要望された医療機関の受け入れが可能であれば、対応している。

新年度予算について

【質問】

国の動向や財政状況の見通しなどを踏まえ、どのような考え方で新年度予算編成作業に臨むのか伺う。

【答弁】 市長

市税は増収が見込まれるが、地方交付税の減少や扶助費の増加が見込まれ、厳しい状況である。国の三位一体改革や税・医療制度改正の動向も見据え、新市建設計画、行財政改革の推進を目標に掲げた。事業の重点的・計画的推進と財源確保、目的や対象が類似する補助金の整理、經常経費を今年度当初予算の90%を上限とするなどの方針により、適切な予算となるよう努力したい。

職員の人員配置と権限移譲への対応について

【質問】

本市の職員数は合併により類似団体より100人強多い。合併効果としての職員削減効果が期待される中、今後5年間で予定されている県からの189件の事務移譲に対応した人員配置をどう考えているか。

【答弁】 総務部長

今年度策定予定の定員適正化計画では採用人員の抑制、保育所民営化、事務事業の見直しなどにより5年程度で適正規模となるよう現在検討中である。事務移譲などの増員要因も十分勘案し定員管理を実施したい。

また、国から職員数の純減目標が示されている。事務事業・組織機構の見直しや電子自治体推進等の工夫により引き続き体制を整備したい。

介護保険制度改正への対応について

【質問】

本年6月に介護保険改正法が成立した。法改正への対応について伺う。

①介護保険制度開始以来6年間の事業成果の評価と、今回の制度改正が大規模となった理由を伺う。

②新たな枠組みの中で、市としての大局的なビジョンが必要であるが、どのように考えているか。

③制度改正の詳細について、市民への周知をどのように行ったか。

④来年度以降、高齢者保健福祉施設の核と位置づけられる地域包括支援センターをどう設置し、それにより福祉部組織はどう変わるか。

⑤地域密着型サービスなど制度改正による新規メニューは、必要とする

高齢者がいれば計画に盛り込み実施するのが基本と考えるがどうか。

⑥特別養護老人ホームの待機者対策について、その見直しはどうか。

⑦来年度以降の介護保険料の見込み額について伺う。

⑧来年実施される税制改正の影響で保険料段階が上がる被保険者が多くなると聞かすが本市の状況を伺う。

⑨次期計画の準備状況と平成18年4月までのスケジュールを伺う。

【答弁】 福祉部長

①制度定着が図られ、サービスも現行レベル維持を望む方が多い。一方、合併による事業所整備の地域間格差への対応、独自事業への取り組みが今後の課題である。大規模な制度改正となった理由として、国は予測を上回る高齢化、介護給付費の爆発的増加などを挙げている。

②元気な高齢者を安心して在宅で過ごせるよう、高齢者を生涯支援していく体制整備を進めていきたい。

③既に市内10地域での説明会や民生委員を対象にした説明会を実施した。また、出前講座や市の広報紙を活用して周知を図っている。

④高齢者人口などをもとに市内を6地域にまとめ、総合福祉センター、高屋出張所、黒瀬・福富各支所及び安芸津世代間交流センターに設置する。八本松・志和地区は適当な場所が確保されるまで総合福祉センターに置く。組織については、各センターに保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種を7チーム配置し、全体を統括する保健師の配置を検討している。

⑤新規メニューのうち小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護の導入は有効なサービスとして期待でき、計画に盛り込みたい。

⑥本市での施設整備は国が示した標準的な整備率を大きく上回っており、新たな施設整備は難しい。

⑦現段階での大まかな算定では、県平均程度の4400円台と見込んでいる。

⑧介護保険制度改正で実施される低所得者の保険料引き下げの該当者は約4000人だが、税制改正により負担増となる被保険者は約7500人で、収納率にも影響する可能性がある。広報紙の活用や、未納者の事情に応じた納付指導を行いたい。

⑨平成18年1月以降、サービス量設定の最終決定と保険料設定を行い、第1回市議会定例会で保険料について議案を提出したい。事業計画は3月末までに策定したい。



地域包括支援センターが設置される予定の総合福祉センター

質問者：竹川秀明（公明党）

麻しん・風しんの
予防法改正による
市の取り組みは？

【質問】

予防接種法施行令が改正され、平成18年4月から麻しん・風しん予防接種の方法と対象年齢が変更となる。現行では単独ワクチンを各1回、1歳から7歳6か月未満の間に接種している。改正後は混合ワクチンを、1期（1歳～2歳未満）1回、2期（小学校就学前の1年間）1回の2回接種する。麻しん・風しんどちらも接種を受けていない場合は2期に1回接種することになる。

単独ワクチンは任意接種となるが、1歳から2歳までの単独ワクチン接種については市町村で費用負担を配慮する旨の厚生労働省通知がある。本市はどのように対応するのか。接種対象年齢に空白期間ができるが、1期で受けられなかった場合は2期まで待つことになるのか。転入した子どもの接種が確認できない場合は任意接種となる可能性があるが、どのような対処をするのか。予防接種による健康被害について市の対応を伺う。

子どもの生命を守る観点から、現行の予防接種を平成18年度の1年間継続することを強く要望する。



麻しん・風しんの予防接種を啓発するためのパンフレット

【答弁】 福祉部長

麻しん・風しん予防接種について、平成18年4月から対象年齢の幅が大幅に縮小される。そのため、3月までの接種機会を逃さないよう未接種者への個別勧奨をはじめ、医療機関、保育所等へのポスター掲示など啓発を強化している。医師会においても医師が独自のチラシを作成されるなど、啓発に取り組まれている。

単独ワクチンで接種を済まされた場合や対象年齢を超えた場合は4月以降対象から外れることとなる。そのため、単独ワクチンの接種が可能となるよう経過措置としての法定外接種について、現行の事業内容を勘案し、実施可能な方法を考えていきたい。転入者については、市民課窓口や医療機関などと連携して周知に

努め、過去の接種歴なども確認し漏れのないよう啓発していく。

なお、健康被害への対応については、既に法定外接種にも適用される全国市長会予防接種事故賠償保障保険のC型に加入している。

障害者自立支援法による
市の今後の取り組みは？

【質問】

身体・知的・精神障害に関する施策を一元化し、自立した生活を支援する障害者自立支援法が平成18年4月から施行されるが、障害者の不安は大きい。そこで、制度の概要と今後の市の取り組みについて伺う。

①福祉・医療に係る利用者負担、②制度の周知方法、③授産施設・小規模作業所の利用と補助の状況、④授産施設などの新事業体制への移行、⑤地域活動支援センター移行を希望する小規模作業所への対応、⑥小規模作業所への就労支援策、⑦認定調査への適切な対応方法

【答弁】 福祉部長

①福祉サービスや精神障害者通院医療などの利用は原則1割負担となるが、負担能力に応じた上限額設定や軽減措置などが図られる。

②制度の詳細が明らかになり次第、広報や出前講座により周知する。

③授産施設は身体障害者が入所9か所22名・通所1か所28名、知的障害が入所5か所8名・通所8か所120名、合わせて178名が利用して

いる。支援費制度による施設利用は障害の程度や施設規模により単価が異なるが、本年11月分の支援費は合計で約2700万円である。小規模通所授産施設は1か所19名の利用で、年間約1000万円の定額補助を行っている。小規模作業所は7か所68名が利用し、9月分の補助は約250万円で、必要に応じて建物改修や備品購入補助を行っている。

④おおむね5年以内に新事業体制に移行する。主に夜間の生活の場としての居住支援と、療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・地域活動支援センターの日中活動支援に分けられる。小規模作業所については、平成18年度に策定する障害者福祉計画に基づき新事業体制に移行される。実施可能な事業として生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センターなどが挙げられており、事業所の指定を受けるには一定の設備、人員などの基準を満たす必要がある。

⑤交流や生産活動を支援する地域活動支援センターは平成18年10月施行予定で、国のガイドラインに沿って市としての計画を検討する。

⑥仕事の受注等厳しい状況が続くことが予想され、財政的支援以外の支援方法も検討していく。

⑦認定調査の際は、障害特性等に配慮しながら生活状況を把握している関係機関とも連携し調査に臨む。今後とも、きめ細かな情報提供や相談援助を行い、事業移行が円滑に行われるよう準備を進めていく。

少子化対策・子育て支援を
総力戦で

【質問】

次世代育成支援行動計画策定後1年近くが経過したが、計画推進に当たって計画の中に挙げた4項目をどのように推進してきたか。

次に、仕事と子育ての両立に理解のある職場環境の形成を目的とする特定事業主行動計画策定後、職員意識はどう変わったか。

また、来年度、これらの計画推進のための予算は確保されるのか。

【答弁】 福祉部長・総務部長

各関係団体へ計画概要を説明する際に、家庭・地域が担う役割の重要性を特に強調して周知した。庁内の推進体制整備については、幹部会議で計画の内容を確認し合い、全部署に計画書を配付した。具体的に取り組み対策を担当する部署には積極的な推進を要請した。広報・啓発については、様々な機会や情報媒体を通じて周知を図り、女性会など8団体には直接説明を行った。計画推進管理については、進捗状況を集約し、整理でき次第協議会を開催し、市民の声を反映する。特定事業主行動計画策定は職場での少子化への認識や職場風土の改善

障がい者ももっと働ける
社会にするための施策を

【質問】

に大きな役割を果たしていると考えられる。男性の育児休業取得率は目標を達成できたが、短期間の休業であり今後も取得促進に努める。年次有給休暇も若干増加傾向にあり、目標達成へ向けた取り組みを続けたい。また、事業調整後決定された事業、継続して実施する事業とも、確実に来年度予算に反映したい。

本年10月に成立した障害者自立支援法では、障がい者への就労支援を強める対策が盛り込まれた。また、養護学校の卒業生の半数以上が就職できず福祉施設に通っている現状を踏まえ、施設から地域への移行にも取り組むとされた。

障がい者の雇用には企業としての社会的責任がある。法定雇用率未達成の会社名の公表や、公共事業の指名要件への付加など、自覚を促す施策をとる考えはないか。また、市が率先して就労可能な仕事を創出することも必要ではないか。

【答弁】 福祉部長

各企業の雇用率達成状況は一般には公表されておらず、市からの働きかけには限界があるが、関係機関と



企業に就職し、いきいきと働く障がい者

ユニバーサルデザインの
考え方を

【質問】

ユニバーサルデザイン（改善又は特殊化された設計なしで、可能な限りすべての人に利用しやすい環境や製品のデザイン）に関する本市のこれまでの取り組みを具体的に伺う。

今年度、市の業務の中で任用可能な職種や就労可能業務を把握するため、実態調査を行う。現在その手法などについて検討を始めている。

新庁舎建設に当たっては、ユニバーサルデザインに關しどのような手法で進めていくのか。

広島県がホームページ上でユニバーサルデザインについての情報提供・情報交換の場を設けているが、本市でも検討する時期ではないか。また、「音声読み上げソフト」の導入など、ホームページを改善する必要があると考えるがどうか。

【答弁】 助役

平成15年3月に策定した移動円滑化基本構想で八本松、西条、西高屋の各駅を中心とする重点整備地区を定めた。八本松駅周辺では駅前広場へのエレベーターの設置を協議している。西条駅周辺では中央通り、駅前広場の整備を進め、北側の駅前広場整備に着手した。また南北自由通路設置へ向けJ&Rと協議を行っている。西高屋駅周辺では県立広島中・高等学校へ向かう市道中島7号線の整備を行った。その他、市の窓口への低いカウンターやいすの設置、案内板の字体拡大や外国語併記なども行っている。学校ではユニバーサルデザインについて学んだり、バリアフリーの体験学習も行っている。

新庁舎建設への具体的な取り組みは今後検討するが、広く意見・要望を取り入れ、ユニバーサルデザインの考えに沿った施設としたい。

ホームページについては、本年2月の合併で見直しを行い、文字サイズや種類を変更できるようにした。音声読み上げソフトや情報提供の場の設置については今後検討したい。

質問者：早志美男（新政会）

耐震強度偽造問題について
どう対応するのか

【質問】

マンション等の耐震構造計算書偽造問題は、建設業界のほか、国や地方自治体を巻き込んで社会問題となっているが、市として、この問題への対応策をどう考えているか。

また、本市は、平成18年4月に特定行政庁に移行し、市内の建築物への当事者責任もかかるが、人材育成や組織など移行準備状況も伺う。

【答弁】 助役

耐震構造を示す構造計算書が偽造され、倒壊のおそれがあるマンション、ホテルなどが数多く発覚したこの問題は、民間の指定確認検査機関の審査体制問題にも発展した。

これに対し、国では対策連絡協議会を設置し、竣工済み物件の構造再計算や設計者の告発などを行うこととし倒壊危険マンションの自治体買取り等の支援策も決定した。また、確認検査機関などに緊急調査を求め、構造検査書の点検マニュアルや検査体制の見直しも検討している。

本市は、権限移譲により平成18年4月から、すべての建築物を審査する特定行政庁に移行する。現在、県と執行体制などについて協議を行う

とともに、建築主事や建築士など有資格者の育成、県への職員派遣や専門研修を重ねるなど人材育成に努めている。本市において本件と同様の事態が発生しないよう、業界のモラル向上や建築確認審査方法の充実など関係機関との連携を図りながら、厳正な審査の遵守に努めていく。

福富ダム周辺整備事業への
取り組みと見通しについて

【質問】

福富ダムの建設は現在順調に進んでいる。しかし、影響緩和策として水源地域対策特別措置法により認可された23事業については、既に完了した事業もあるが、交流広場、道の駅、コテージ、公衆トイレ、多目的文化ホール、駐車場など、今後取り組むべき事業もかなりある。

これらの事業に関係する地方自治体等からの負担支援の関係もあり、ダム完成に合わせて進めてほしいが、今後の見通しと進捗状況を伺う。

【答弁】 企画部長

福富ダム関連施設整備は、福富ダム水源地域整備計画に基づき、平成8年度から順次整備を進めている。この計画は、ダム建設により生活

●その他の質問項目＝国道375号線のバイパスを含む改良新設について、市としてどう対応されているか。

条件が著しく変化する地域関係住民の生活の安定と福祉向上を目的に、水源地域対策特別措置法に基づき策定され、事業費の一部を利水者に負担させることができること定められている。これにより、20年度末のダム完成までに市が実施した事業費の一部を、県をはじめ利水者が負担することになっている。

今年度は、林道紅葉線開設事業として、沼田川中流の橋梁上部工を行っている。また、金口地区に計画した総合交流促進施設については、県が整備する道の駅との調整を行うとともに、まちづくり交付金を活用した多目的グラウンドや多目的ホールなどの交流施設、元気な地域づくり交付金を活用した物産販売所や研修室、飲食施設などに係る基本設計と用地の買戻しを行い、ダム完成までに開設できるよう、事業を推進している。

また、県事業は、一般県道下竹仁久芳線改良事業が今年度完成予定で、残りの事業もダム建設に合わせて整備を進めると聞いている。

桐迫農業用水路の
進捗状況と
今後の見通しについて

【質問】

福富町下竹仁の桐迫農業用水路は、老朽化とともに水利権が交錯して、長い間改良補修工事が実施でき

なかったが、昨年からの前向きな協議により着工の準備が整った。

本件に関する十分な取り組みをお願いするとともに、進捗状況と今後の見通しを伺う。

【答弁】 産業部長

桐迫水路は全延長約1500mの農業用水路で、地元関係者の要望を受け、旧福富町で平成2年に改良工事に着手した。7年度までに約930mの改良工事を完了したが、残りの工区が2つの集落に関係することから調整がつかず、昨年度まで工事を中断していた。その後、長期にわたる関係者の努力により調整が整い、今年度から事業を再開した。

17年度は、県の補助事業として320mの改良工事に着手した。未着手区間の約250mも、来年度以降、引き続き県の補助を受けながら、早期完了に向け努力していきたい。



今年度から改良事業が再開された桐迫農業用水路

**新年度予算は、
教育と市民の生活を
守ることを優先に**

【質問】

新年度予算編成を控え、次の課題に対する執行部の考え方を伺う。

- ① 正規雇用、障害者雇用促進へ向け、企業へ働きかけをすべきである。
- ② 乳幼児医療費を無料化すべきである。
- ③ 生活保護受給者へ水道・し尿くみ取り料金の減免を適用すべきである。
- ④ 国保税滞納原因を把握し減免など助言・指導すべきである。
- ⑤ 農産物の価格保障の拡大や高付加価値化に力を注ぐべきである。
- ⑥ 農業経営建て直しなどの過疎対策を検討すべきである。
- ⑦ 教育施設耐震調査に早急に取り組むべきである。
- ⑧ 学校給食大規模センター化の前にミニセンターや自校方式との比較検討を十分行うべきである。
- ⑨ 企業立地促進費を削減し、福祉事業に充てるべきである。
- ⑩ 実態に即した職員定数・配置とし、有給休暇取得率改善、時間外勤務削減に取り組んでほしい。
- ⑪ 経常経費1割削減の理由と根拠を伺う。投資的経費をどう抑制するか。
- ⑫ 庁舎建設を急がず、福祉や教育に力を注ぐべきである。

【答弁】 市長

編成方針として、新市建設計画の

推進を基本に事業の優先度を考慮し事務事業の選択・重点化を図ることとしている。また、事務事業の見直し、補助金適正化、経常経費の抑制など、一層の行財政改革推進を図る。

経常経費は前年度当初予算の90%を上限とし、義務的経費でも事務事業の合理化や単価の見直しを行い、経費削減を図る。

提案も踏まえ、編成方針に基づき総合的な判断のもと、作業を進める。

**介護保険を
利用しやすくするため
市独自の補助制度を**

【質問】

所得税法改正による介護保険料への影響に対して、2年間の激変緩和策の実施を国が指導しているが、本市の対応と適用対象者数を伺う。

本年10月の介護保険制度改正で保険給付対象外となった施設居住費や食費について、低所得者の負担を軽減するために創設された補足給付の対象者数と、申請指導方法を伺う。また、高額介護サービス費、高齢夫婦世帯の居住費・食費の軽減措置の対象人数と周知方法を伺う。

自治体独自の軽減制度を本市でも実施すべきと考えるがどうか。

各地域包括支援センターには保健師を1人配置する方針が示された

が、ケアプラン作成件数は1人当たり何件か。他に行う地域支援事業分を合わせると1か所当たり500〜600件となるが、市の体制を伺う。

【答弁】 福祉部長

市民税非課税から課税となり保険料段階が上がる場合などが激変緩和の対象となり、6500人程度と見込んでいる。

補足給付認定者は現在1009人である。周知には、施設サービス利用者へのパンフレット配付、該当者への申請書の郵送、短期入所・居宅介護支援事業者対象の説明会の開催を行った。高齢夫婦世帯の居住費・食費の軽減措置をパンフレットや広報で周知しているが、現在該当者はいない。高額サービス費は10月の利用分から1度の申請で継続受給が可能となる。対象者850人全員に申請書類を送付し、今後は新規対象者と未申請者に通知していく。

本市の施設入所者の給付費は在宅



高齢介護課窓口

の3・5倍で、制度継続のためには独自の負担軽減策は困難である。

保健師だけでプランを作成すると1センター当たり新予防給付370件、地域支援事業210件程度だが、居宅介護支援事業所へ作成を委託し、センターはプランのチェックを行う予定である。

**市民の健康と命を
守るため、
万全のアスベスト対策を**

【質問】

本市では対策連絡会議を設置し市の施設への対応は行ったが、民間施設への対策も検討すべきでないか。

市にアスベストの相談窓口設置が必要と考えるがどうか。

アスベストを埋め立てたことを示す川上弾薬庫敷地内の標識が最近撤去された。市としての調査を求める。

【答弁】 生活環境部長

民間事業所へは国や県が指導し周知している。市としては民間事業所の情報入手に努め、必要に応じ市民に情報提供できる手段を講じたい。

市民の相談窓口は環境保全課だが、案件によっては市の所管課や専門機関への紹介により対応したい。

川上弾薬庫に関する照会は在日米軍を通す必要があるが事実確認はできていないが、「日米の関係法令のうちより厳しい基準を選択し作成した日本環境管理基準に基づき、適正に管理されていると考えている」との回答を防衛施設庁から得た。

質問者…乗越耕司（合志会）

総合型地域スポーツクラブ
の設置支援を！

【質問】

近年の学校・企業の運動部の休廃部、子どものスポーツ離れ、体力低下、健康志向の高まりなどを背景に、国の主導で総合型地域スポーツクラブが各地で設立されている。しかし、プログラムが多様で、資金、人材、施設などの問題を抱えており、行政の支援と指導を必要としている。

本市では、市民スポーツ活動支援やスポーツボランティアの公募、指導者研修会、小・中学校の完全週5日制対応、スポーツ少年団など活動が盛んであるが、市民がいつでもスポーツを楽しみ、指導を受けられる環境にはまだ程遠いものがある。

市民の生涯スポーツ推進や健康保持、自治意識確立のため、総合型地域スポーツクラブ設立に、市は積極的に取り組むべきと思うがどうか。

また、多くのスポーツ団体は、小・中学校の体育館やグラウンドで活動しているが、学校の授業や行事によりかなりの制約を受けている。そのため、新たな施設整備が必要と思うがどうか。

【答弁】教育次長兼生涯学習部長

本市では、生涯スポーツ・競技ス

ポーツの振興を柱に、多種スポーツ行事やスポーツ教室、指導者・ボランティア講習会、体育施設の整備、備品の貸し出しなど、多くのスポーツ参加の機会を展開している。

複数の種目が用意され、子どもから高齢者までが一緒に楽しめる総合型地域スポーツクラブも、生涯スポーツ社会にふさわしいものと考えており、設立支援に取り組んでいる。

ただ、他市の例を見ると、行政主導で設立したクラブは、住民運営への円滑な移行が進まず、衰退・破綻も見られることから、本市としては、地域住民や競技団体等が主体の特色あるクラブをつくる場合に、側面的に支援したいと考えている。あわせて、クラブ支援を行っている県体育協会の専任アドバイザーとの連携や市内で先進的に取り組むクラブ設立準備委員会等へ参加するとともに、スポーツ振興くじ助成や日本体育協会の支援事業の研究も行っている。

今後、情報収集や指導者の発掘、広報活動などに取り組んでいく。環境整備については、本市には、東広島運動公園、体育館、グラウンド、プールなど多くの体育施設があり、小・中学校の体育施設開放事業なども展開されているので、これら既存施設の拠点施設としての活用や、高齢化社会に対応した利用促進なども研究していきたい。

商工会組織への支援と
地域活性化の関係

【質問】

最近の我が国経済は、明るい兆しが見え始めたと聞くが、中小企業、特に小規模事業者の経営環境は依然厳しい状況にあり、企業の継続を断念する商工業者も出ている。

こうした中、小規模事業者等への指導・支援として、商工会への期待が高まっている。一方、商工会も構造的な改革を求められており、県も、平成21年度末までに合併を行うよう指針を示すなど、厳しい環境にある。

本市では、旧5町の商工会が本年10月に、広域的支援組織として、広島中央商工会広域センターを設立されたが、活動費の財源確保に苦慮されている。

市では、商工会や中小事業者への支援・対策をどう考えているのか。

また、本市の新年度予算編成に当たって、すべての事業で対前年度比10%カットと聞くが、補助金関係はどうなるのか。

【答弁】産業部長・企画部長

新市建設計画では、地域の特性を生かした拠点づくりの推進を掲げており、中小事業者の経営改善・指導や地域総合振興に取り組む商工会の役割は、さらに増大すると考える。県策定の商工会等広域連携・合併計画による経営指導員等設置基準の見直しや市内商工会の広域連携を見極

めながら、統一的基準により、商工会相互のバランスを図り、引き続き支援していく。

平成18年度予算編成に当たっては、新市建設計画の着実な推進を基本に、地方分権時代にふさわしい事業展開を図るため、限られた財源を最大限活用して、事業の優先度を考慮しながら、事務事業の選択、重点化を図り、予算調製することとしている。

補助金関係についても、交付による地域活性化の効果を認識した上で、内容の見直しや再検討を行い、効果的・効率的な事務事業の推進を図りたいと考えている。各種補助金の適正性、効果等を精査し、予算編成方針に基づいて予算措置を講じていく。なお、すべての補助金を一律に10%削減する考えではなく、団体補助などは、活動内容や対象経費などの精査が必要と考えている。



広島中央商工会広域センター設立総会

東広島市民の
平穏と安全にかかわる
岩国基地の機能強化

【質問】

岩国基地の滑走路沖合移設が完了する2008年度に、厚木基地の米軍空母艦載機を移駐する在日米軍再編計画中間報告が公表された。岩国市長をはじめ、山口・広島両県知事、広島市長などが反対を表明している。本市も反対を表明し、連携して取り組むべきではないか。

本市には極東アジア最大の米軍川上弾薬庫があり、岩国基地に向け頻繁に搬出されている。市民生活の危険度が増すことが懸念されるが、どのように対処していくのか。



川上弾薬庫

【答弁】 総務部長

岩国基地の機能強化により米軍機の低空飛行訓練による騒音被害が増すことが予想される。川上弾薬庫との関係も危惧され、防衛庁長官に対し、本件に反対する緊急要望を広島市長会・町村会の連名で行った。市民の安全・安心に不安を与えないよう県や他市と連携していく。

川上弾薬庫は、地域住民に不安を与えるだけでなく、市全体の開発にも大きな障害となっている。米軍基地所在都道府県で構成する渉外関係主要都道府県知事連絡協議会をはじめ、全国基地協議会等の関係機関を通じ、早期返還を強く要望していく。

定員適正化計画と
職員の健康管理について

【質問】

職員の時間外勤務が増加傾向となり、年次有給休暇の取得日数も減り続けている。精神疾患による休職者が著しく増加するなど、職員の健康に多大な影響を及ぼしている。

このような実態をどのように認識しているのか。要因を分析し、対策を講じていく必要がある。業務量に相応した職員配置が欠かせないと思うが、職員定員適正化計画の策定に当たっての考えを伺う。

【答弁】 総務部長

平成12年度以降減少を続けていた時間外勤務が、15年度増加に転じ、16年度は過去最高となった。労働基準法に違反した勤務実態はないが、民間従業者等に適用される年360時間の上限を超えた実態はある。年次有給休暇の取得も減少しているが、民間従業者や他市と比べて少ない状況にはない。これらは合併に伴う準備事務の増加が影響したもので、今後改善するものと考えている。

精神疾患による病気休暇取得者の大幅な増加は、合併に伴う職員数の増加が影響したものと考えている。今後とも職員メンタルヘルス対策の充実を図っていく。長時間の時間外勤務が職員の健康に悪影響を及ぼすことは明らかであり、具体的な縮減策を検討していく。

職員数は、管理部門の統合などにより類似団体と比較して100人強過剰な状況になっており、削減は避けられない。県からの権限移譲や本市特有の要因も考慮しながら、事務改善や職員の資質向上に努め、5年後を目標に適正な職員数と執行体制が確保できるよう、定員適正化計画を策定していく。

新年度予算、
なぜ一律10%削減なのか

【質問】

新年度の歳入見込みと事業計画の額を伺う。なぜ、税や年金・医療・

介護の負担増など悪化する市民生活への影響を考慮しないで、新年度予算を一律10%削減するのか。

財政調整基金を取り崩し庁舎建設基金に9億円を積み立てる補正予算案が提出されているが、新庁舎建設を最優先する合理的根拠はない。建設スケジュールを延期し、市民の暮らしを優先するべきではないか。

【答弁】 助役

平成18年度は、市税の増収は見込めるものの、地方交付税が減少し、一般財源全体は減少するものと予測している。事業計画の額も削減が必要となる。このため、経常経費を削減し、主要事業については事業調整に沿って調整するとともに、その他の経費も再度見直していく。ただし、すべての事務事業を一律に削減するのではなく、施策の優先性を総合的に検討、協議調整しながら、新年度予算を編成したいと考えている。

財政調整基金から庁舎建設基金への積み替えは、基金条例の「大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき」という規定に基づく処分で、適正な措置と考えている。

現庁舎には老朽化、狭隘化など多くの課題がある。市民サービス向上の観点からも、新庁舎の建設にできるだけ早期に取り組まなければならないと考えている。市議会庁舎建設等特別委員会の意見も踏まえて取りまとめた基本構想のスケジュールに沿って、着実に進めていきたい。

質問者：井原 修（平成会）

安心・安全の確保について

【質問】

日本中を不安に陥れている耐震強度偽造問題に対する県及び本市での調査、事実確認の状況を伺う。

昭和56年以前に建築された旧耐震基準の学校施設が相当数あるが、今後どう整備されるのか。急激に児童・生徒数が増加する八本松小学校や西条中学校は、早急に整備する必要があるが、現状認識と対応を伺う。

安全・安心の拠点となる消防署の執行体制について、人員及び装備は確保されているのか。耐震構造でない消防庁舎の建て替えは、最優先で取り組むべき問題ではないか。

【答弁】 助役・教育長・消防局長

今回の耐震強度偽造問題に対し、県では対策連絡協議会の設置や関連物件の緊急調査などを、本市では情報提供や来年度に向けた特定行政庁への移行準備などを行っている。

旧耐震基準の小・中学校建物については、順次大規模改造工事の際に耐震診断を実施し、必要な場合は補強工事も行っている。平成16年度末で、耐震化率は63%となっている。

八本松小学校は現在928人で、平成19年のピーク以降は800人台

と見込まれ、八本松駅前区画整理事業の進捗に合わせて敷地の拡大等を検討する。西条中学校は現在715人で、ピーク時の平成27年は1270人程度と見込まれ、分離・新設や通学区域の変更、学校の適正配置計画との整合性などを検討している。

消防署本署及び各分署には、隔日勤務者134人、1当務当たり最低43人で14隊を常時確保し、管内の災害発生状況をもとに必要な救急・災害対応車両も配備している。現体制の中で最大限努力しており、職員の心身疲労回復のため、積極的な休暇取得にも配慮している。

消防庁舎は新耐震基準に合致しておらず、平成8年の耐震診断では、倒壊の危険性があると判定されている。そのため、新市建設計画の主要施策に位置づけており、今後の財政状況なども考慮し検討したい。

権限移譲の受け皿について

【質問】

平成18年度から始まる権限移譲により中高層すべての建築物の建築確認を行うなど、業務量が増加するとともに専門的な知識と経験を有する職員の配置も必要となるが、対応状況について伺う。

また、権限移譲に伴い必要となる事務経費は、全額移管されるのか。

【答弁】 総務部長

本市では、合併に伴い類似団体と比較して100人強多い職員数となっている。今年度定員適正化計画を策定し、県からの権限移譲への対応なども踏まえ、概ね5年で適正規模とするよう検討を進めている。

県からの権限移譲に適切に対応するため、既に専門職の計画的な養成を行っており、来年度は対応可能と考えている。平成19年度以降の対応は、移譲内容を受けて、専門職の養成、県からの職員派遣など人材確保の検討や、組織・機構の見直しなど受け入れ体制の整備を行い、円滑な移譲に努めていく。

また、県移譲事務交付金は、市町の強い要請を受け、県が交付金の算定基準額を明らかにしており、必要額が交付されるものと考えている。



建設中のマンション

財政の現状と今後の見通しについて

【質問】

平成16年度決算で約32億円もの不用額が生じ、今度の補正予算では庁舎建設基金へ9億円積み立てようとしている。一方、新年度の予算編成に当たっては、経常経費の10%削減方針も出している。市長は以前、決算と財政推計について「想定範囲だが財政は困窮している」と答弁されたが、具体的な説明を求めます。

今後の財政の見通しが不透明な状況の中、大きな資金需要を来す庁舎建設は、少なくとも新総合計画策定まで凍結すべきと思うがどうか。

【答弁】 市長

平成16年度決算では、地方交付税の減少や生活保護費等の扶助費の増加を反映して、財政力指数、経常収支比率など主要な財政指標が悪化した。新市建設計画策定時に試算した16年度の主要な財政指標数値と比較して大きな乖離はなかったが、今後の改善に努力が必要と考えている。

このような財政状況の中、新年度予算編成をはじめ、今後より一層厳しい財政運営が必要と考えている。

しかしながら、新庁舎の建設は、庁舎の分散化・狭隘化問題の解決や行政機能強化のため、早急に実施したいと考えており、他の事務事業とともに、新市建設計画の方針に沿って、計画的に推進していきたい。

区長制度と課税対象の対応は

【質問】

区長報酬が課税対象となり、税や介護保険への影響が懸念される。また、区長報酬を地域行事や班長手当などに使われている区長もいる。区長及び区民に対して、どのように説明していくのか。

行政区の規模と数は、どのようになっているのか。

【答弁】生活環境部長

行政区長に対する報酬は、所得税法上、給与所得とみなされ、源泉徴収を行っている。区長に対し理解を求めるよう取り組んでいきたい。

給与所得とみなすことで、所得税はもとより市県民税、国民健康保険税、介護保険料などにも影響が出る。影響額は、受け持ち世帯数に応じた報酬額や区長個人の所得の状況により異なり、影響のないケースもある。区長報酬を行政区に寄附されている場合は、負担増の影響を区長個人が負うこととなるため、上乘せ負担となる分は区長が受け取るなど工夫も必要と考える。市としても、行政区内の理解が進むよう、説明に資する通知などの方策を考えていく。また、区長の受け持ち世帯数及び

行政区の数は、100世帯までが731、200世帯までが119、300世帯までが35、400世帯までが8、500世帯までが5、501世帯以上が9で、100世帯までの行政区が全体の8割を占め、全体では907行政区となっている。

(仮称) 寺家新駅について

【質問】

寺家新駅の整備について、土地区画整理の減歩率が高く、地権者の理解が得られていないようだが、今後どのように取り組んでいくのか。

【答弁】都市部長

寺家新駅周辺のまちづくりについては、平成16年3月、全体区域約60haを対象に、土地区画整理と地区計画を組み合わせた計画を提案した。その後、(仮称)寺家新駅周辺まちづくり協議会及び地元説明会で行われた意見をもとに協議を重ね、今年5月には、約11・5haの区域を対象とした計画を示した。

区域内の土地所有者32名を対象に個別に意向を伺った結果、土地所有者の人数では24名、土地の面積では公共用地を除いた全体面積約8・4haのうち約6・4haの方から、賛成の意見をいただいている。

市としては、土地区画整理事業については、おおむね合意が得られたものと考えている。現在、残り約50haの区域について、地区計画制度を用いたまちづくりの協議を重ねており、今年度末には計画を固めたい。

幼児、小中学生の安全問題について

【質問】

川上小学校では、地域の方がボランティアで、自宅近くまで子どもたちを送られている。また、パトロールライトを取り付けた自動車でもパトロールもされている。市内各小学校でこうした活動が行われているが、腕章、帽子などの作成費が必要となる。市としても、資金面の援助をすべきではないか。

また、こうした活動に加え、犯罪抑制効果のある防犯カメラを、通学路や学校へ設置すべきではないか。

【答弁】教育次長兼生涯学習部長

今年7月、学校安全ボランティア制度をスタートさせた。現在、全小・中学校で約4000名が登録されている。川上小学校は、警察庁と広島県警察本部の地域安全安心ステーション事業のモデル地区で、現在80名の登録がある。夜間パトロールのほか、低学年には集団下校に付き添い、中・高学年には通学路の危険箇所立つなど、子どもたちを見守

●その他の質問項目Ⅱ 上田博之東広島市長任期満了に対する態度表明について



児童の集団下校に付き添う地域ボランティア（川上小学校区）

る活動を積極的に実施されている。活動に対する財政的支援としては、立ち上げ時に、腕章と車両用マグネット式ステッカーを配付した。活動が活発化する中、独自に帽子や腕章を作成された小学校区が8割近くある。作成経費はPTA負担あるいは地域の団体、有志の支援がほとんどである。活動が市民の善意に支えられ、同時に明るい地域づくりにも寄与するものと期待している。

こうした事情を鑑みて、費用負担については、諸施策の成果を十分に見極めながら、新たな取り組みについて段階的に検討していく。また、防犯カメラの設置は、有効な安全対策の一つである。しかしながら、場所や監視体制、プライバシーの問題もあり、関係者間の協議や合意が必要である。今後とも、総合的に調整し、対応を考えていきたい。

質問者…小川宏子（公明党）

人権問題相談窓口の一元化・ネットワーク虹との連携

【質問】

全国のDV（家庭内暴力）被害件数は平成16年で殺人127件、傷害1143件などとなっており、全国的に増加し続けている。こうしたDV被害に関する本市の相談窓口は現在、児童福祉課、人権推進課と相談内容によって異なり、市民の立場に立った整備がなされていない。窓口を一元化できないか。

また、DV相談を専門に行うNPO法人ネットワーク虹との連携、活用をどのように考えているか。

【答弁】生活環境部長

窓口一元化は必要と考えるが、相談内容は複雑多様化しており、DVか否かの判断が難しいケースが多々ある。本年11月に広島県子ども家庭センターや西条警察署などの関係機関と「東広島市DV防止対策関係係関連絡会議」を設置し、相互の連携協力体制を進めることとしており、窓口一元化は今後執行体制を構築していく中で検討課題としたい。

ネットワーク虹へは、DV被害者に対する支援を行う電話相談活動事業に対し、市から助成を行っている。また、本市の「男女共同参画のまち

づくり事業」において、若い恋人同士で起こるデートDV防止のための冊子作成や全国共通DVホットラインを実施されるなど幅広く活動されており、東広島市DV防止対策関係機関連絡会議にも参加していただいている。今後も連携を図りたい。

高齢者向け賃貸住宅への取り組み

【質問】

バリアフリー構造を有するなど、高齢者が安心して生活できる居住環境を整えた高齢者向け賃貸住宅を民間事業者が建設する場合には、建設費の一部や家賃の減額などに対し補助を行う高齢者向け優良賃貸住宅制度がある。県内では広島市や福山市、呉市、尾道市などが取り組んでいる。本市でも着実に高齢化が進んでいるが、高齢者向け住宅の利用要望を、市としての程度把握しているか。

【答弁】福祉部長

高齢者向けの住宅に対する利用要望については、今年度市の窓口へ寄せられた相談は1件で、9月に実施したアンケートでは利用希望者は数%であった。

本市でも、複数の事業者がこの制度の活用による建設整備を希望されているが、高齢者の持ち家率が97%

と高く、高齢者世帯からの問い合わせが少ない。また他市で建設された高齢者向け優良賃貸住宅には空きがある。加えて市営住宅の建設・建て替えに合わせてバリアフリー化による住宅整備を進めていることなどから、現時点では制度の導入は考えていない。住宅マスタープランなどの見直しの中で、引き続き制度導入について調査研究を行っていききたい。

環境問題（犬のふんの処理・ペットボトルの回収時期）

【質問】

犬のふん防止策として設置されている立て札には、ふんの処理方法に関する記載がない。市民は悩みながら自分流に処理を行っていると思うが、どのように処理したらよいのか。

次に、ペットボトル等処理施設が平成18年6月末までに完成する予定



犬のふん放置防止看板

だが、ペットボトルの回収はいつからか。また、回収方法についての市民への周知はどのように行うのか。

また、現在一部のマンションやアパートでは、家庭ごみを燃えるごみと燃えないごみの2種類に分別すればよい事業系ごみとして出されている。今後ペットボトルの回収が始まれば、ごみの分別において、その他の家庭との差がますます広がるが市としての考えを伺う。

【答弁】生活環境部長

犬のふんの処理には、可燃ごみとして処理する方法とトイレに流す方法がある。トイレトーパー以外の紙を水洗トイレに流すと下水管が詰まる原因となることから、可燃ごみとしての処理が最も適切と考える。犬のふん放置防止看板や広報、ごみ分別一覧表、パンフレット等あらゆる機会を通して周知を図りたい。ペットボトルの回収は、平成18年6月から月1〜2回程度行っていくたい。市民への周知については、啓発チラシ、新しい分別一覧表などの配布、広報紙やホームページの活用、説明会の開催などにより理解と協力を求めている。

アパート、マンションからの排出ごみは、これまで経営者の事業活動に伴う事業系ごみとして位置づけてきたが、本来家庭ごみとして分類されるものであり、家庭系ごみと同様ごみの減量化への取り組みが必要である。よって、事業系ごみと家庭ごみを明確に区分し、適切に対応していきたい。

支所の事務処理体制について

【質問】

支所の事務処理は、多くの事業が本庁の合議・決裁を要するため、時間がかかっており、住民から不満の声も多い。本庁に指導的窓口を設置し、事業執行に必要な合議・決裁までの事務を代行すれば、処理時間が短縮できると思うがどうか。

事務処理体制の早期整備を図るため、本庁・支所間の人事交流を積極的に進めるべきではないか。

また、行政区長からの地域要望に対して支所対応が難しいことから、年に1回は支所単位で行政区長会議を開催してもらいたい。

【答弁】 助役

支所は、日常生活に密着した事務を総合的に行っており、支所で解決できる体制をとっている。支所長に部長と同等の決裁権を与え、その範囲内の事務事業の執行は可能としているが、関係部署への合議は、全庁的に行う仕組みとしている。

指導的窓口の設置は、決裁手続きにおける関係部署への説明や起案内容の修正、添付書類の整備の対応など、代行では困難と考えている。今後、本庁・支所間の人事交流を

積極的に行い、複雑化、多様化する行政課題に対応していきたい。

また、行政区長からの地域要望には、支所と連携して早急な回答に努めている。旧町の行政区には、地区区長会の組織化と区長連合会への加入をお願いしたいと考えている。

地域再生法の活用について

【質問】

本年4月施行の地域再生法は、地方公共団体が行う自主的・自立的な取り組みにより地域経済の活性化など地域の活力再生を総合的・効果的に推進するもので、創意・工夫・知恵によって、どんな事業にも取り組むことができる。

今年度、全国で562団体、県内では福山市、呉市などが地域再生計画の認定を受けて取り組まれる中、本市の取り組み状況を伺う。

また、新年度予算への反映や長期総合計画での位置づけなど地域再生法に基づく事業推進の考えを伺う。

【答弁】 企画部長

地域再生法は、官から民へ、国から地方へという政府の構造改革方針のもと、地域や民間の知恵と創意工夫を活用し、国が支援することにより、地域再生を実現させる制度である。

本市は、法施行に先立つ平成15年12月及び16年1月の内閣府による地域再生提案募集に対し、施設の利用目的変更に関する補助金適化法の規制緩和、国の地方機関の行政管轄区域の統一、区域区分制度の適時適切な運用などを提案した。本申請には至らなかったが、行政管轄区域の統一が順次見直されるなど、一定の成果はあったと考えている。

現在、本市は、第4次総合計画の策定に取り組んでおり、本市の目指す将来像の実現に向けて有効と判断されるものは、積極的に地域再生法に基づく諸制度を活用したい。

一般家庭ごみの取り扱いについて

【質問】

現在黒瀬・河内・豊栄地域で実施している家庭ごみの指定袋は、合併後3年を目前に全市域で導入する計画となっている。現在の進捗状況と実施時期を含めた今後の具体化計画を伺う。安芸津地域では竹原広域行政組合との調整が必要となるのか。

また、平成18年のペットボトル等処理施設稼働に向けた執行体制と、ペットボトル等に限り安芸津地域を処理区域とする考えはないか伺う。

【答弁】 生活環境部長

指定袋制度は、ごみの減量化や再利用を促進することを目的としている。指定袋を実施している3地域で袋の容量や使用枚数などの調査を

実施し、全市導入時期をペットボトル等処理施設稼働時に合わせるなど検討を行ってきた。しかし、導入していない地域の方に十分な理解と協力を得る必要があることから、今後の廃棄物処理のあり方全体を検討し、できるだけ早い時期に実施したい。

また、安芸津地域の指定袋導入は、竹原広域施設での処理に特に支障はなく、対応可能と考えている。

平成18年7月稼働予定のペットボトル等処理施設は、6月から試験運転を行う。ペットボトルと容器包装プラスチックは分別収集を考慮しており、収集日程は現行の収集区分にペットボトル収集日を加え、月に1〜2回程度の収集を計画している。

安芸津地域をこの施設の処理対象区域とするためには、竹原広域行政組合構成団体との協議や各構成団体での議決、施設周辺住民の理解が必要なことから、当面難しいと考えている。



黒瀬町、豊栄町、河内町で使用されている指定ごみ袋

質問者…麻生 豊 (合志会)

市民力を生かした
まちづくり

【質問】 東広島市には全国に発信する行事として「酒まつり」がある。また、各地域でも各種のまつりが開催されており、これらは市内へ発信していく取り組みである。

このような行事は市民ボランティアに支えられており、行事の開催により市民間の連携が図られ、一体感の醸成につながっている。地域に根付いたものを大切に育てていくことが、これからの東広島市の伝統、歴史、文化の形成にもつながり、また、まちの活性化に対する効果も大きいと考える。

まつりの意義について、市はどのように考えているのか。

また、市民力を生かした市民協働のまちづくり（まつり、行事、地域のイベントなど）に今後どのように対応し、支援を進めるのか伺う。

【答弁】 産業部長・企画部長

市民ボランティアに支えられたまつりの成功は、スタッフや市民が達成感を相互に共有することができ、ふるさとへの誇りと地域の活力へとつながり、地域の活性化や市民の一体感の醸成にとって、大変意義深い

ものと考えている。今後も、それぞれのイベントについて過去の経緯を踏まえながら、一定の助成を行うなど、引き続き支援していく。地域の創意と工夫によって個性や特徴のある内容としてもらいたい。

また、市民の力を生かしたまちづくりを進めるため、市民と行政が包括的なパートナーシップのもと、それぞれが役割と責任を担い、共通の目的を達成するために協力して活動するという「協働」の理念に基づいたまちづくりを進めていく。

さらに、企業・NPO団体など多種多様な団体や個人が一体となってまちづくりの活力を高め、住むことに誇りと喜びが持てるような個性あふれた魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。



黒瀬ふれあい夏祭り

市民参加のまちづくりを推進していくための行政の支援策としては、施設の提供、活動機会の充実、情報提供、人的・財政的支援などが考えられるが、活動状況、市の施策からの重要性などを考慮しながら対応していきたい。

新庁舎建設で
どう変わる支所機能

【質問】

市役所新庁舎建設スケジュールが新聞紙上で報道され、市民の関心は新庁舎建設に向けられている。市民は新庁舎建設を機に支所機能がどのようになるのか大きな関心を持って

いる。現在、市は支所機能を充実し、市民サービスの向上を図るため職員の能力向上、関係各課への合議の必要性の見直し、窓口部門への権限移譲、本庁・支所間の人事交流など問題点や改善点の解決に向け知恵をしばっている。

新庁舎建設スケジュールの具体化で、本庁・支所の体制に変化があるのか。また、支所の空き部屋の利用計画と、市民サービスの低下防止策としての電子市役所化について考えを伺う。

【答弁】 助役

支所では、日常生活に密着した事務を総合的に取り扱っており、市民が本庁に来られなくても支所で処理できる体制をとっている。

今後も市民生活に不便が生じないように支所機能を維持しつつ、本庁と支所の相互の連絡・連携を密にしながら、複雑多様化する市民ニーズに迅速・的確に対応したい。中・長期的には、本庁・支所の利用状況、職員数や市内の人口動態、社会経済の変化など、さまざまな状況を勘案しながら本庁と支所の機能分担について、総合的な検討が必要となる。

支所の空き部屋の利用計画については、市と関連した公共的団体の施設活用や支所に寄せられる利用要望の把握を行うとともに、空き庁舎を有効活用している事例などを収集して、どのような機能を持たせて活用するか課題を抽出、検討するなどし、活用方法を具体化したい。

支所の電子市役所化については、既に本庁、支所、出先機関、小中学校、保育所など約130か所の施設を接続した行政情報ネットワークを構築しており、特に本庁・支所間は超高速回線の光ファイバーで接続し、電子メール、電子掲示板、電子キャビネットにより情報の共有化、交流化を図っている。住民基本台帳、印鑑登録、市民税、国民健康保険などの業務も、ネットワークを通じて本庁と同じサービスを提供できるシステムとしている。

このように支所の窓口業務は既に本庁と同様のサービスを提供できる体制ができています。引き続き、できるところから電子市役所化を進め、本庁・支所を通じた市民サービスの向上に努めます。

質問者 家森建昭 (合志会)

庁舎内組織は抜本的な改編が必要!!

【質問】

合併後見えてきた組織上の問題点と課題は何か。

今後の行政にはスピードが求められており、権限と責任を明確にする必要がある。各支所の事業はすべて支所単位で処理する都市内自治の考えはないか。

県からの権限移譲や縦割り行政の弊害などに対応するため、地方制度調査会における議論も踏まえ、組織を抜本的に改編する必要があると考えるが所見を伺う。

【答弁】 助役

組織機構の編成に当たっては、合併協議の中で十分協議を行い、支所機能に配慮するとともに、事務事業の増大などに対処するため本庁組織を再編するなど、本市の規模にふさわしい適正な組織として出発した。

合併後、福祉部などの市民窓口部門を中心に、事務処理量が予想を大幅に上回った部署に人員を配置し、市民サービスの向上を図った。

支所については、部相当の組織に位置づけられており、全庁的に統一したルールにより事務事業を執行している。支所長には部長と同等の決裁権

限を付与しており、支所長判断で執行ができる体制としている。関係部署への合議は、法令違反の有無や統一性、公平性を確認し、適正な処理を確保するために行っている。

県からの権限移譲については、来年度、22項目の事務の移譲を受ける。今後も県と移譲項目を協議し受けていくこととなるが、必要な人材や組織の整備、財源の確保に努めていく。

また、縦割り行政とならないよう各部幹事課に部内及び部門をまたがる課題の調整機能を付与している。

新総合計画策定など全庁的な施策を実施する場合は、プロジェクトチームをつくる仕組みをとっている。さらに、政策課題研修などを実施し、職員的能力向上に努めている。

国の地方制度調査会の議論への対応については、今後の地方自治法の改正に合わせて、必要に応じた組織・機構上の措置をとっていく。

全庁的な組織・機構の見直しについては、都市基盤・生活基盤の整備をはじめ、教育・福祉・医療の充実強化や環境問題への対応など複雑多様化する行政課題に的確に 대응していくとともに、新市建設計画の推進、地方分権の推進、三位一体改革など新たな行政課題に的確、迅速に対応できるように、問題点や改善点の把握に努め、不断の見直しを行いながら、弾力的な対応を行っていききたい。

住民の安全・安心対策はいかに考えておられるか

【質問】

豊栄地域では24時間連続して警察官不在のときがあり、緊急時は河内町から来られるが時間がかかる。県へ警察官の増員を要望し、早期に不在解消を図ってもらいたい。

次に、災害時に有効な自主防災組織の結成を推進する必要がある。秋田市では結成促進指導員を雇用し、平成16年度には、1年間で225組織が結成された。本市の取り組み状況を伺う。

次に、鳥インフルエンザについて正確な情報を発信し、市民に生じている誤解を解く必要がある。また、新型インフルエンザに有効とされているタミフルの確保状況を伺う。

【答弁】 生活環境部長・消防局長・福祉部長

西条警察署管内の犯罪事件・交通事故の発生は、高い件数で推移しており、増加傾向にある。安心・安全な生活環境の実現に向け、交番・駐在所への常駐警察官の増員を含めた西条警察署の機能強化を、引き続き県に要望していく。

次に、災害時に出火防止、初期消火、被災者の救護、避難誘導などを行う自主防災組織の役割は非常に重要であると認識している。そのため、未組織の地域に向いて結成促進に努めるとともに、既存組織には訓練指導を行っている。現在6組織だが、



自主防災組織の防災訓練 (あすかパーク)

10自治会と結成に向け協議を進めており、今後も指導・助言を行い、組織率の向上に努めていく。

次に、高病原性鳥インフルエンザ対策として、我が国でも本年11月、新型インフルエンザ対策行動計画が策定された。鳥から人へ感染する現段階から、人から人へ感染する新型インフルエンザに突然変異して感染が拡大した段階までの対応が示されている。インフルエンザの治療薬タミフル2500万人分を、国と都道府県において平成18年度を目途に備蓄する方針が示され、広島県では23万8000人分を確保される。市は、防除、医療面での対応を分担することとなる。

発症が確認された時点で指定感染症として、患者を隔離し治療薬を適時に投与する方策が示され、医師会では対応策の周知を図られている。本市としても、保健活動などを通じて、情報提供に努めていく。

平成17年
第4回定例会

政務調査費収支報告書に領収証書の添付を義務化

政務調査費の支出に対し、より一層の透明性確保へ

平成17年第4回（12月）定例会では、市長から提案された議案18件、継続審査としていた議案2件と議員提出議案2件の計22件の議案を審議しました。

定例会初日には、提案された議案のうち諮問4件と第3回定例会で提案され閉会中の継続審査としていた平成16年度決算2件を審議し、それぞれ可決しました。

また、政務調査費の収支報告書を提出する際、領収証書の添付を義務づける「議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」や「平成17年度一般会計補正予算（第4号）」などの議案については、所管の常任委員会等に付託し、委員会での審査を経て、定例会初日に議員提出議案1件、6

日目にその他の議案について各委員長の報告、討論、採決を行いました。その結果、すべて提案どおり可決しました。

また、定例会6日目には議員提出議案1件を審議し、提案どおり可決しました。

常任委員会に付託して

本会議で可決した案件

常任委員会可決案件

〔総務委員会付託案件〕

●竹原広域行政組合の共同処理する事務及び規約の変更
平成18年度に県から市に移譲される火災類に関する事務について、安芸津町区域を竹原広域行政組合で共同処理することとするもの。

●火災予防条例の一部改正
火災に関する警報発令中の喫煙制限や石綿の使用禁止等ボイラーの構造基準の見直し等を行うもの。

〔市民経済委員会付託案件〕

●字の区域の変更
地籍の明確化に伴い、安芸津町三津区域の字の区域を変更するもの。

●〔建設委員会付託案件〕
市道の路線の認定
助実36号線など3路線の認定。

●〔文教厚生委員会付託案件〕
財産の無償譲渡
旧河内町大仙園デイサービスセンターの事業廃止に伴い、施設の有効利用を前提として建物、附属設備及び備品を土地所有者の社会福祉法人入野福祉会に無償譲渡するもの。

●〔反対討論〕
所在 河内町入野 1893番25
建物延べ床面積 362・45㎡
・市が一人法人に対して無償譲渡することには問題がある。また、他法人との均衡を欠く。
・福祉目的での施設利用が保証されていない。
・旧河内町から入野福祉会への委託によるデイサービス事業が廃止された原因を明確にすべきである。
・無償貸与や、市施設での備品の活用など、他の方法を検討すべきである。
・本施設の敷地については、「返還時には更地にする」との借地契約

が旧河内町と入野福祉会においてなされている。契約内容を変更しないで、建物を撤去すべきである。

第4回定例会で 可決した案件

- 条例案等 6件
- 予算案 8件
- 諮問 4件
- 決算 2件
- 議員提出議案 2件

第4回定例会の日程

12月9日（1日目）	開会、会期の決定、決算特別委員長報告—議案採決【認定可決】、議案説明、諮問採決【適任可決】、議案・議員提出議案付託（常任委員会・議会運営委員会）、常任委員長報告—議員提出議案採決【原案可決】
12月12日（2日目）	一般質問
12月13日（3日目）	一般質問
12月14日（4日目）	一般質問
12月15日（5日目）	一般質問、付託議案の議会運営委員会審査
12月16・19・20・21日	付託議案の常任委員会審査
12月22日（6日目）	常任委員長・議会運営委員長報告—議案採決【原案可決】、議員提出議案採決【原案可決】、閉会

議会運営委員会に
付託して可決した案件

●議会における会派に対する政務調査費の交付に関する条例の一部改正
政務調査費に係る収支報告書の提出時に領収証書の添付を義務付けるもの。

委員会への付託を省略して
可決した案件

●人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市西条上市町8番42号
三好 直美

●人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市安芸津町木谷333番地
植野 洋文

●人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市志和町志和東900番地
堀 隆史

●人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めること
東広島市志和町堀4014番地
二羽 和子

●平成17年度一般会計補正予算（第4号）を可決しました

補正額 9億4,716万3千円増 総額 660億8,186万4千円

（主な補正内容）

・総務費（庁舎建設基金への積み立てなど）	6億5,535万円増
・民生費（私立保育所運営委託事業費の増など）	9,587万円増
・衛生費（職員給与の調整）	2,258万円増
・農林水産業費（畜産振興一般事業費の増など）	1,302万1千円増
・土木費（市営住宅建設事業費の増など）	9,029万6千円増
・教育費（仮設教室建設経費の増など）	2,606万5千円増
・災害復旧費（農業用施設災害復旧費の増など）	3,444万7千円増

〈反対討論〉

職員給与をさかのぼって引き下げるのは不利益不遡及の原則に反する。庁舎建設基金への積み立てより少子化対策を充実させるべきである。また、市独自の負担による介護保険の充実を図るべきである。

●平成17年度特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）	補正額（補正内容）	総額
公共下水道事業(1)	1億1,467万2千円減	83億9,267万7千円
農業集落排水事業(1)	(財源更正)	2億7,896万5千円
国民健康保険(2)	事業勘定	1,889万円増
	直営診療施設勘定	136万円増
老人保健(2)	87万円増	153億2,611万7千円
介護保険(2)	保険事業勘定	9,618万6千円増
		89億989万円

〈反対討論〉

公共下水道事業、国民健康保険、老人保健及び介護保険について、職員給与をさかのぼって引き下げるのは不利益不遡及の原則に反する。

●平成17年度財産区特別会計補正予算を可決しました

会計名（補正回数）	補正額（補正内容）	総額
竹仁財産区(1)	130万円増	257万8千円

●平成17年度水道事業会計補正予算（第3号）を可決しました

区分	補正額（補正内容）	総額
収益的収入及び支出	収入	813万7千円増
	支出	2,671万3千円増
資本的収入及び支出	収入	8,096万5千円減
	支出	8,419万4千円減
		42億9,115万6千円
		43億1,328万7千円
		12億5,108万1千円
		23億5,867万8千円

〈反対討論〉

職員給与をさかのぼって引き下げるのは不利益不遡及の原則に反する。

平成16年度決算を認定しました 〔決算特別委員会付託〕

《決算特別委員会の審査概要》

●平成16年度歳入歳出決算

▽委員からの主な指摘・要望事項

- ・ 収納率の向上と未収入金の解消
- ・ (関係部署・関係団体などとの連携、適正な債権管理、悪質滞納者へのより一層厳しい対応など)
- ・ 高度情報化の推進等による人件費の抑制、企業誘致促進等を通じた自主財源確保による財政の健全化
- ・ 職員の適正配置と時間外勤務縮減
- ・ 新市建設計画の実現
- ・ 人権施策の積極的推進
- ・ 生活保護世帯の生活水準の向上
- ・ いきいきこどもクラブの待機児童の解消
- ・ ごみの減量などによるごみ処理諸経費の縮減
- ・ 農業生産法人の設立支援や農産物の高付加価値化など農業に展望が持てるための対策
- ・ 合併により新たに加わった観光資源などの有効活用
- ・ 市営住宅入居者の状況把握と適正な入居対応
- ・ 区画整理事業の保留地処分対策
- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 学校図書の実績とすべての学校への図書教諭の配置
- ・ 児童数の増加に対応した総合的な学習の実施
- ・ 旧町において複数年に渡り実施する事業に交付された補助金に対する今後の事業効果の精査

▽委員会での反対討論

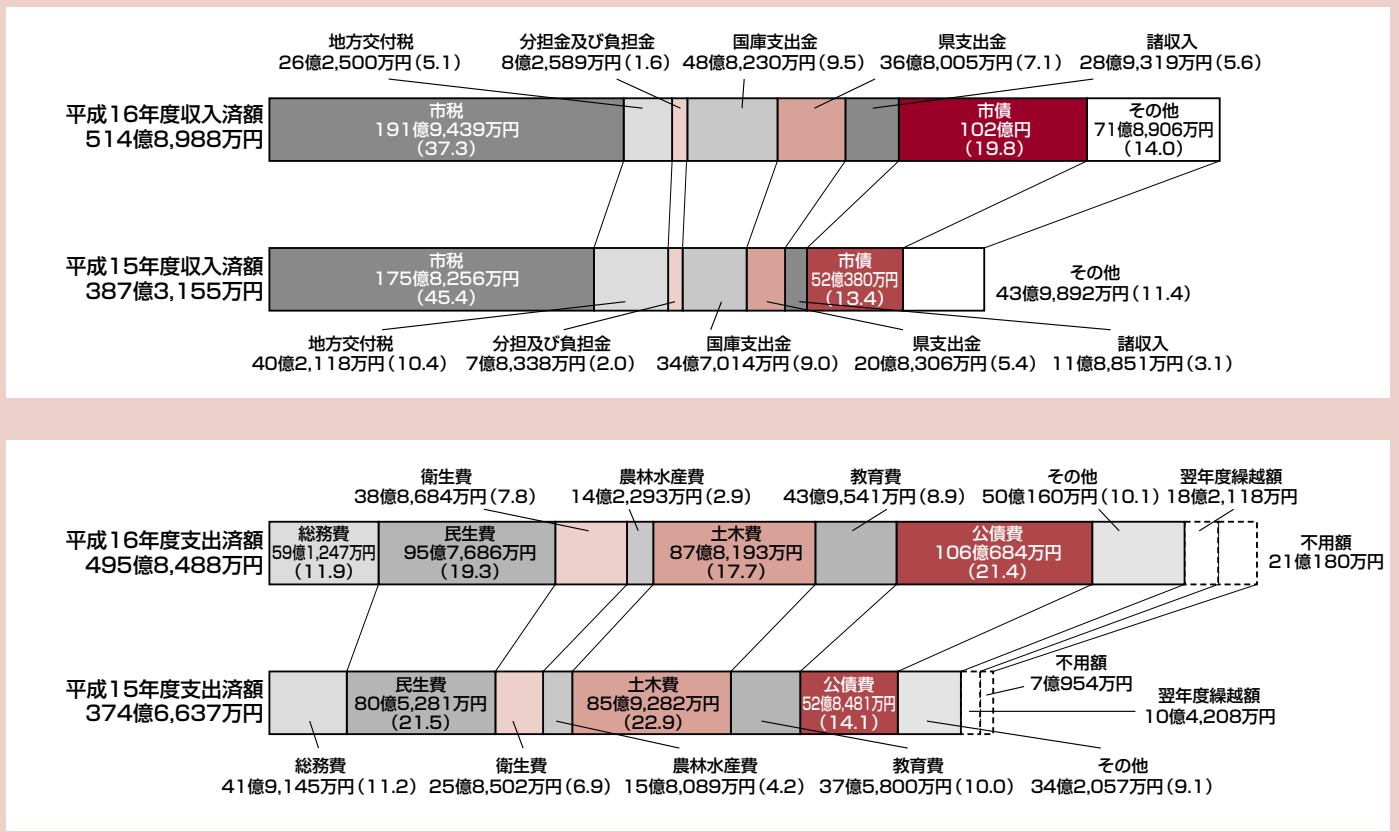
投資的経費を抑制し、医療や福祉などを充実させるべきである。中小企業支援、農業振興への一層の努力を望む。乳幼児医療費に係る個人負担をなくすべきである。低所得者の国保税を軽減すべきである。市道整備に要する用地の取得はすべて買収で行うべきである。教育施設の耐震対策を早急に進めるべきである。司書教諭が図書館管理を行う時間を充分確保すべきである。学校図書を早期に国基準まで整備すべきである。

▽委員会での賛成討論

合併に伴う二重計上や不用額、繰越明許費が多額であり、財政力指数なども猶予できない値だが、一定のルールの中で執行されている。三位一体の改革中途の時期、合併事務も行いながら最大限の努力がなされている。今後は少子・高齢化対策の充実、適正な人員計画、高度情報システムの強化、新市建設計画の実現に向け一層の努力を行い、財政の健全化が図られることを望む。

▽委員会の意見・審査結果
予算編成時の内容精査や適宜、適正な補正などによる財源の効率的な運用を行い、不用額の減少を望む。
賛成多数で認定すべきものと決した。

■一般会計決算



*平成16年度決算は、平成17年2月7日以降の旧町分などの収支を含むため、前年度と比べ、大幅に増加しています。

*不用額=予算総額-支出済額-翌年度繰越額
*()内は構成比で単位は%

■特別会計決算

(単位：万円)

会計名	歳入	歳出	
住宅新築資金等貸付事業	2,036	2,036	
公共下水道事業	755,722	749,475	
東広島中核工業団地汚水処理施設事業	1,535	1,431	
原地区工業団地汚水処理施設事業	237	237	
志和流通団地汚水処理施設事業	909	909	
黒瀬地区工業団地汚水処理施設事業	52	52	
河内臨空団地汚水処理施設事業	32	26	
農業集落排水事業	13,478	13,478	
西条第一土地区画整理事業	12,778	12,778	
東広島駅前土地区画整理事業	50,214	50,327	
ひがしひろしま墓園管理事業	3,085	3,070	
特定地域生活排水処理事業	181	152	
安芸津港湾事業	330	300	
国民健康保険	事業勘定	897,544	875,599
	直営診療施設勘定	2,413	2,180
老人保健	1,045,228	1,053,817	
介護保険	保険事業勘定	587,795	571,764
	介護サービス事業勘定	2,626	2,545

■水道事業会計決算

(単位：万円)

収益的収入	321,380
収益的支出	331,521
資本的収入	65,599
資本的支出	138,558

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税等で補てんした。

●平成16年度水道事業会計決算
 ▼委員からの主な指摘・要望事項
 ・適正な職員配置(時間外勤務縮減)
 ・水道料金の収納率の改善
 ・有収率の向上
 ・企業債の借り換え、繰上償還などによる効率的な財政運営

▼委員会のまとめ
 審査過程であった指摘及び要望、意見などを今後の行政執行の上で十分留意され、改善を図られるよう要望するとともに、新年度予算編成においても十二分に反映されることを強く要望する。

▼委員会での反対討論
 生活保護世帯に対する水道料金の減免を実施すべきである。
 ▼委員会の意見・審査結果
 賛成多数で認定すべきものと決した。

《本会議での反対討論》
 ●平成16年度歳入歳出決算
 雇用促進、子育て支援、生活保護対策や介護保険の充実、農業の振興など、決算状況をみると消極的でない。教育施設への耐震対策が進んでいない。司書を各学校に配置すべきである。企業誘致へ投じられた多額の予算を福祉施策に充てるべきである。年次有給休暇の取得率が悪く、時間外勤務も増えている。投資的経費の抑制が必要である。
 ●平成16年度水道事業会計決算
 生活保護世帯に対する水道料金の減免を実施すべきである。

議員提出議案を可決しました

●真の地方分権改革の確実な実現に関する意見書の提出

平成18年度の地方税財政対策において真の地方分権改革を実現するよう、地方交付税の所要総額の確保や、3兆円の税源移譲の確実な実施、『地方の改革案』に沿った義務教育費国庫負担金の税源移譲などを要望する意見書を国会と政府に提出するもの。

●国立病院機構賀茂精神医療センターにおける心神喪失者等医療観察法に基づく新病棟の整備に関する意見書の提出

国立病院機構賀茂精神医療センターを「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく指定入院医療機関として指定し新病棟の整備をすることに対し、国から地元への誠意ある回答がなされていない現状において反対する意見書を政府に提出するもの。

平成17年第2回臨時会が
開かれました

平成17年11月18日に開かれた平成17年第2回臨時会では、国家公務員の一般職の職員の給与の改定などに合わせ、本市の職員の給与を改定する「職員の給与に関する条例の一部改正について」など市長から提案された3件の議案について、所管の総務委員会に付託し、委員会での審査を経て、同日、委員長の報告、討論、採決を行いました。その結果、すべて提案どおり可決しました。

【総務委員会付託案件】

●職員給与に関する条例の一部改正について

職員の給料月額を0・3%引き下げるとともに、扶養手当の支給額等を引き下げ、勤勉手当支給率を0・05月分引き上げるもの。

■第2回臨時会で可決した案件

●条例案

3件

■第2回臨時会の日程（11月18日）

開会、会期の決定、議案説明、議案付託（総務常任委員会）、付託議案の常任委員会審査、常任委員長報告—議案採決【原案可決】、閉会

●教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正
教育長の期末手当支給率を0・05月分引き上げるもの。

●特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例の一部改正
市議会議員、市長、助役及び収入役の期末手当の支給率を0・05月分引き上げるもの。



行政視察報告

議会会報委員会

●日時／10月21日～10月22日
●視察地／日進市・島田市



議会会報委員会行政視察

愛知県日進市、静岡県島田市において議会だより及び議会ホームページについての行政視察を行った。

両市とも、情報の速報性に努力されている。また、議会だよりにより委員会の審査状況を掲載されており、さらに島田市においては、ホームページ上にも各委員会の活動状況を掲載されるなど、議会の様子をわかりやすく伝えるための工夫がなされている。また、日進市では、点字による議会だよりの発行など、障害者向けのサービスにも取り組まれている。

これら視察を行ったことを今後の市議会だより、議会ホームページに役立てられるよう努力していきたい。

議会運営委員会

●日時／11月14日～11月16日

●視察地／鹿児島市・那覇市・糸満市
鹿児島県鹿児島市、沖縄県那覇市・糸満市において、本会議での質問や議案の審査・審議の方法、委員会の公開や議会サービスの状況、政務調査費など、「議会運営」全般について、調査研究を行った。

このうち、鹿児島市では、高齢者や聴覚障害者のために、傍聴席にワイヤレス補聴器で聴くシステムを導入したり、議場では議員席最前列の演壇から答弁者である当局席側に対して質疑する対面式を採用している。また、各市とも委員会を公開しており、本会議の生中継を行っている市もあった。

今回、視察した取り組みに関しては、参考となる部分が多く、これからの本市での議会活性化に向けた取り組みや議会運営に反映させていけるよう努力していきたい。



議会運営委員会行政視察

米国・カナダにおける都市づくり、福祉施策などを調査研究

黒川 通信 鷺見 侑

全国市議会議長会主催の米国・カナダ都市行政調査団27名は、平成17年10月12日から21日までの間、地方自治制度、議会運営の実際や高齢者福祉のあり方、また、訪問各都市における特色ある都市再開発の施策について実情を調査するとともに、現地関係者との意見交換と交流を行い、相互理解を深め、国際親善に寄与することを目的とし、その成果を得たところである。

■ワールドトレードセンター再開発地域・ロワーマンハッタン地区

(米国ニュージャージー州ニューヨーク市)

〔視察項目〕中心市街地活性化対策

トレードセンター跡地を含むロワーマンハッタン地区は9・11同時多発テロにより被害を被ったが、行政と市民



のコンセンサスが醸成され、5000人の市民参加による復興計画が策定された。しかし、建設予定のフリーダムタワーが新たなテロの標的となる可能性があるとの市警の指摘を受け、4年が経過した現在も中止されたままである。

ニューヨーク市の概要

面積833km²(東京23区の1・3倍)、人口800万人超。人口密度9614人/km²(同75%)、1人当たりの公園面積29m²(同約6倍)。5自治体が合併して市となった。現在も市内に5つの行政区として存在しているが、複数の行政区を擁する形態は、米国ではニューヨーク市のみである。

人口は移民の増加により上昇傾向にある。人種割合は、白人30%、黒人20%、ヒスパニック20%。今後ヒスパニック系が多数派となると見られている。

現在の市長はマイケル・ブルームバーグ氏。歳入歳出は約4兆7000億円。財政赤字は約5600億円。

■レッドバンク市

(米国ニュージャージー州)

〔視察項目〕中心市街地活性化対策

人口1万2000人。昼間人口約5万人。人口構成は学齢期20%、20才〜64才58%、65才以上22%である。

郊外大型店舗の展開で中心街の空洞化が進行したことにより、中心市街地

再開発計画を策定。州によるサポートとして自治体再開発に関する法律が制定されたことにより、再開発特別地区を設定し、市が徴収した再開発税を特別地区が宣伝やプロモーションなどに使うことが可能となった。

1995年、8項目からなる再開発計画マスタープランを策定。

①商業地区の安定化、②商業地区の人口増加(店舗の上階を公営アパートとして高級住宅化)、③オープンスペースの確保、④芸術的活動の推進、⑤地域コミュニティーズのサポート、⑥学校の改善(米国では、学校の質が居住地区選択の大きな鍵となるため)、⑦交通アクセスの改善、⑧景観の整備

ニューヨーク市のベッドタウンとして朝から深夜まで16時間機能する娯楽施設の充実。公共と民間のパートナーシップによる成功例を視察。

■ベイヨンヌ市

(米国ニュージャージー州)

〔視察項目〕医療保険制度等

アイルランドや東欧諸国、イタリアからの移民が主。移民者は移住前のコミュニティを維持したため定住率が高く、1軒の家屋に複数世代が同居しているケースが多い。市の特徴でもあるこの地域コミュニティを維持するため、低所得者が家屋を修繕する際に最高1万ドルを補助する家屋改修プログラム

を用意している。

当市の65才以上の高齢者は27%で、高齢者福祉事業が多数ある。月7万食の食事の配給をはじめ、市内の5か所の公共福祉施設のうち大規模なものは1棟に600人入居できる。入居費用は月に平均60ドル程度である。

現在、ハドソン湾付近において、市とペンシユラ社の共同事業により430エーカーを再開発中である。

以下、紙面の都合上、訪問都市名と、視察内容の概略のみ列挙する。

■オーロラ市

(米国イリノイ州)

1851年市制施行。州で初めて街路灯を灯したこと「灯りの街」と呼ばれるようになる。面積42平方マイル。人口17万人。工業都市化が進む。

■ハルトン広域行政区議会

(カナダ オンタリオ州)

4市町で構成。967km²。人口43万8000人。議長(首長)1名、構成自治体の首長4名、各市町議員2〜6名の計21名の議員から成る。

■オシャワ市

(カナダ オンタリオ州)

都市環境整備について視察。100以上の公園を整備。

■プレスピテリアンホーム

(米国イリノイ州エヴァンストン市)

約5万坪の敷地内にコテージ、アパートなどの住居、医療施設が設けられた高齢者向け総合コミュニティ。高齢者福祉対策について調査。

東南アジア都市
行政視察報告

タイ王国における福祉事情を調査研究

榎木 幸則

渡邊 國彦

赤木 達男

平成17年11月7日から11日までの5日間、福祉事情の視察を主な目的にタイ王国を訪問した。

11月8日（火）

「老人福祉施設」視察

―大切な、

穏やかでゆつたりの環境―

この施設は、タイ北部の町チェンマイ市にある。60歳から102歳までの146人が過ごす老人福祉施設は、質



素だが居住区・テラス・厨房と、どこも清潔だ。機能維持・回復のトレーニング、歌、テレビ鑑賞、ベンチでの談笑と思いいい過ぎる高齢者の表情は明るく穏やかである。

■若く情熱溢れるスタッフ

「福祉を目指して大学で学んだ」という女性をはじめ42人のスタッフも若く情熱に溢れている。定期的に訪れる大学の先生の指導を受けスキルアップが図られている。仏教国だけあり施設内にミニワット（寺院室）も設けられている。

■学んだ、福祉の現場に大切なもの

制度や施設・器具などの質的量的な違い、文化の違いなど単純比較はできないが、高齢者もスタッフも、ともに穏やかでゆつたりとした環境に、大切なものを学ばせていただいた。

「孤児院」視察

―指導よりも、生きる力を養う

環境づくりが大切―

タイ北部地方の身寄りのない子どもや貧困家庭の子どもなど、6歳から18歳まで過ごす孤児院には220人が入所している。40%が貧困家庭の子ども、60%が孤児。そのうち1割が両親が麻薬で刑に服している山岳民族の子どもたちで、「麻薬問題は重要な課題」と所

長。

■心を洗う質素だが清潔な施設

売春をしていた少女たちも社会復帰を目指している。子どもたちはこの施設から小学校、中学校、高等学校に通い、18歳になると自立してゆく。施設は広大な敷地にゆつたりと収まっている。中には鉄条網でガードされた建物も。ペンキを幾度も塗り重ねた遊具、ただ広場にゴールが据えられただけのサッカーグラウンド、決して見映えの良い施設ではない。しかし、ここもまた、清潔だ。ここでの生活は、食事以外のことはずべて自分たちでする。小さな子どもは年長者が面倒をみる。「兄弟姉妹のように成長するんです」と所長。

■自由とゆつたりが可能を育む

様々な生い立ちや問題を持ちながら自立していく子どもたちを育む所長の、「子どもたちに必要なことは、指導よりも感性や生きる力を養う環境を大人がしつかり整えてあげること。自由でゆつたりとした環境でこそ、子どもたちの可能性は開花する」との言葉に感銘。

11月9日（水）

バンコクの日本大使館でタイの福祉制度全般について岡部一等書記官および小野二等書記官から説明を受けた。

タイの保健福祉行政は労働省、保健省、社会・人間開発省の3機関で実施

されている。

■社会保険（労働省）

1990年に成立した「社会保障法」に基づき医療保険、老齢年金、失業保険などの制度が実施されているが、日本の介護保険に相当する制度はない。対象者は、原則として民間被用者本人のみであり、日本のような皆保険・皆年金ではなく、加入者は国民の13%、公務員の共済制度加入者を加えても20%に満たないという。財源は労使折半の保険料（各5%）と政府の拠出金（2・75%）などで賄っている。

■30バーツ医療（保健省）

社会保険などの対象外の人が、各自登録した公立病院において1回の外来や入院につき30バーツ（1バーツ約3円）の自己負担で医療機関を受診できる制度。2002年から実施され、国民の3/4程度が加入している。

■社会福祉（社会・人間開発省）

身寄りのない高齢者、重度の障害者、低所得の子育て世帯などに対して月額300〜500バーツを給付するほか、一時的な生活困窮世帯に対して1回2000バーツの一時金が支給される。

●おわりに

制度の成熟度やサービスの質的量的な違いを超えた大切なものを学んだ。今を築いてきた高齢者、明日を築く子どもたちを何よりも大切にする姿勢に、財政効果や効率のみ追求し、大切なものを置き忘れ、歪みが噴出する日本の再生の方途を教えられた。

議 会 活 動 状 況

平成17年1月1日から平成17年12月31日までの1年間の市議会の活動です。

■総括表

区 分	会議別	第1回	第1回	第2回	第3回	第2回	第4回	合計	
		臨時会	定例会	定例会	定例会	臨時会	定例会		
付議案件	議案		45	24	42	3	16	130	
	条 例		(8)	(7)	(31)	(3)	(2)	(51)	
	予 算		(32)	(2)	(4)		(8)	(46)	
	そ の 他		(4)	(8)	(6)		(4)	(22)	
	議員提出		(1)	(7)	(1)		(2)	(11)	
	認 定				8		2	10	
	承 認			5	1			6	
	同 意			4	3			7	
	諮 問		2	3			4	9	
	計		47	36	54	3	22	162	
	審議結果	原案可決		45	24	42	3	16	130
		認定可決				8		2	10
		承認可決			5	1			6
		同意可決			4	3			7
		適任可決		2	3			4	9
修正可決									
原案否決									
否 決									
継続審査									
審議未了									
撤 回									
計(継続審査を除く)		47	36	54	3	22	162		
選 挙		1		4				5	
報 告		2	1	11	4	4	1	23	
請 願	付議件数			1				1	
	審査結果	採 択							
		不採択			1				1
	継続審査								
	取り下げ								
審議未了									
陳 情		5	4	3	4	4	2	22	
代表・一般質問者			10	17	17		19	63	

■本会議

区分 会議別	開会月日	閉会月日	会期 日数	開議 日数	出 席 延人数	説明員 延人数	傍聴者 延人数
	第1回臨時会	2月14日	2月14日	1日	1日	27人	17人
第1回定例会	3月 7日	3月29日	23日	6日	241人	102人	54人
第2回定例会	6月13日	6月28日	16日	7日	288人	119人	85人
第3回定例会	9月12日	9月28日	17日	6日	243人	102人	35人
第2回臨時会	11月18日	11月18日	1日	1日	39人	17人	0人
第4回定例会	12月 9日	12月22日	14日	6日	248人	102人	74人
計			72日	27日	1,086人	459人	248人

■委員会・協議会

区分 委員会別	開会中		閉会中		合 計		
	開 催 延日数 (回 数)	出 席 延人数	開 催 延日数 (回 数)	出 席 延人数	開 催 延日数 (回 数)	出 席 延人数	
常任 委員 会	総務委員会	9日	88人	10日	86人	19日	174人
	文教厚生委員会	5日	50人	11日	102人	16日	152人
	市民経済委員会	7日	76人	9日	84人	16日	160人
	建設委員会	7日	72人	10日	95人	17日	167人
	小 計	28日	286人	40日	367人	68日	653人
	議会運営委員会	16日	154人	14日	114人	30日	268人
庁舎建設等特別委員会	1日	14人	11日	167人	12日	181人	
予算特別委員会	10日	174人			10日	174人	
旧町等決算特別委員会			7日	110人	7日	110人	
決算特別委員会			9日	139人	9日	139人	
全員協議会	2日	79人	9日	327人	11日	406人	
議会会報委員会	2日	16人	8日	58人	10日	74人	
合 計	59日	723人	98日	1,282人	157日	2,005人	

市民の声

黒瀬町植原

吾郷 強

日本には四季があり大らかなテンポで生活することができると言われています。お正月は家族が揃って優雅に語り合いをしていたものです。

しかし、現在の社会状況をみると、毎日小走りして生活しているような気がしてゆとりさえ感じません。

昔は、寒い暑い関係なく子どもたちは、のびのびと野山をかけまわり、不平不満を言うことなく家の手伝いをして、一家の一員としての役目を果たしていました。その中でも、子どもたちは夢を持って生活していたよ

うに思います。

現在の子どもたちは勉強・塾と忙しく夢を見るゆとりさえありません。夢を持って生活している子どもたちも少なくなりました。子どもの夢や希望を聞いてやるべきがあっても、その実現に向け真剣に考えたり、取り組んだ人や行政があつたでしょうか。

目先の損得勘定ばかりにとらわれず、子どもが夢実現に向け真剣に取り組む行政を願っています。

西条中央

平賀美香

昨年末、小一女子児童が残忍な被害に遭う事件が立て続けに起こりました。私も3人の子を持つ親として、人ごととは思えない恐怖と憤りを感じました。

以来、私も時間の許す限り、子どもの下校時には付き添うようにしています。過保護かとも思いますが、事件に巻き込まれてからでは遅いのです。その間、出会った子ども達にも声をかけるようにしています。わが街でも不審者事件を耳にします。常に危険と隣り合わせにある事を忘れてはいけません。

不審者情報を時間とともに風化させない為にも、もっと私たちが身近に受けとめられるように広報にも掲載するなど、子ども達の安心と安全対策に全市を挙げて取り組んでほしいと思います。一人でも多くの方々が防犯意識を高め、犯罪を起こしにくい街づくりをし、子ども達の楽しい声が響きあう街になる事を心から願ってやみません。

議会の動き

平成17年11月9日～平成18年2月6日

- 11・9 建設委員会
- 11・10 茨城県日立市議会来市
- 11・11 総務委員会
- 11・14 議会運営委員会行政視察（～16日）
- 11・17 庁舎建設等特別委員会
議会運営委員会
- 11・18 平成17年第2回臨時会
全員協議会
正副議長・常任委員長会議
- 11・21 議会会報委員会行政視察（～22日）
- 11・24 文教厚生委員会
- 12・1 総務委員会
- 12・2 市民経済委員会
- 12・5 文教厚生委員会
- 12・6 建設委員会
- 12・7 会派会長会議
議会運営委員会
- 12・9 平成17年第4回定例会（1日目）
総務委員会
- 12・12 平成17年第4回定例会（2日目）
- 12・13 平成17年第4回定例会（3日目）
- 12・14 平成17年第4回定例会（4日目）
- 12・15 平成17年第4回定例会（5日目）
議会運営委員会
- 12・16 文教厚生委員会
- 12・19 市民経済委員会
- 12・20 建設委員会
- 12・21 総務委員会
- 12・22 議会運営委員会
平成17年第4回定例会（6日目）
庁舎建設等特別委員会
議会会報委員会
- 1・11 文教厚生委員会
- 1・13 建設委員会
- 1・16 総務委員会
- 1・17 会派会長会議
全員協議会
議会運営委員会
- 1・18 愛知県一宮市議会来市
- 1・24 市民経済委員会
- 1・25 千葉県柏市議会来市
- 1・26 三重県鈴鹿市議会来市
- 2・1 議会運営委員会
- 2・6 議会会報委員会

■皆さんから出された陳情

- ▽建築設計・工事監理の発注に係る要望書
- ▽旧町道清武中央線の拡幅改良工事の完了を求める要望書
- ▽平成18年度税制改正及び行財政改革に関する要望書
- ▽「住民本位の地方財政を確立し、地域とくらし、住民サービスと公的責任を守る」ための意見書採択を求める要望書
- ▽看護職員等の大幅増員を求める要望書
- ▽私立幼稚園運営費補助の増額についての陳情



東広島市の玄関口 ついに完成！

平成10年度に着工された西条駅前土地区画整理事業が今年度末に完了し、国際学術研究都市にふさわしい玄関口が誕生します。これにより、西条駅と広島大学を結ぶブルーバールが全区間で4車線化、駅前広場の面積は従来約2倍となります。

西条駅前地区ではこのほか、中央通りの整備や酒蔵地区の道路の美装化など、中心市街地活性化へ向けた取り組みが進行中です。



西条駅前の様子

議会 豆知識

◆暫定予算◆ ざんていよさん

年間を通じた予算（本予算）が成立するまでの暫定的なものとして、必要に応じて編成される一会計年度の中の一定期間のみの予算のことをいいます。

暫定予算は、議員の任期満了などで審議時間が確保できない場合や、本予算が年度開始（4月）までに成立する見込みがない場合などに、本予算成立までの間、行政の中断を防ぐためのつなぎ的な予算として編成されます。そのため、暫定予算に計上される費目は、必要最小限にとどめます。

なお、暫定予算は、当該会計年度の本予算が成立したときは、その効力を失います。

市議会からのご案内

●本会議を傍聴してみませんか

平成18年第1回定例会が3月1日から開かれています。本会議はどなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、本会議開会日の当日、議会事務局で傍聴券を受け取り入場してください。席は42席あり、車いす用も2席あります。また、傍聴にあたり、手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の3日前までに申し込みをしてください。

なお、市議会中継ビデオを各支所、志和・高屋出張所で見ることができます。ご覧になりたい方は、各支所、出張所に申し出てください。

●「会議録」を閲覧できます

本会議での審議内容などを記録した「会議録」を閲覧することができます。

閲覧できる場所は、市役所本館4階・議会事務局または各支所の地域振興課、時間は開庁日の平日8:30~17:00です。そのほか、東広島市立中央図書館や広島県立図書館、東広島市議会ホームページでも閲覧できます。市役所で閲覧を希望される方は議会事務局までお問い合わせください。

また、東広島市議会ホームページでは、市議会だよりや市議会の仕組み、各議員のプロフィールなどを紹介しています。東広島市公式ホームページの「市議会情報」からご覧ください。

東広島市議会ホームページアドレス

<http://www.city.higashihiroshima.hiroshima.jp/>

●市議会だよりに関するご意見・ご感想をお寄せください。

〈連絡先〉東広島市議会事務局

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0966 FAX 082-424-9465

平和・非核兵器都市宣言
人権尊重都市宣言
東広島市

編 集 後 記

数羽のすずめが七五三飾りの稲穂を無心についばんでいます。新春の朝は穏やかに始まりました。

昨年は、小学校1年生女子児童の殺害という痛ましい事件が発生し、私たちは大きなショックを受けました。登・下校時の児童を守るため、市内の多くの地域で安全パトロール隊が結成され、活動しています。私たちは、児童の安心安全を心より願っています。

麻生 豊